

令和元年第2回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和元年 6月 4日

本日の会議 令和元年 6月 6日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
参 事 森本陽子君	主 任 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
総 務 部 長 山本昭彦君	企 画 財 政 部 長 久保平敏弘君
建 設 産 業 部 長 日名子達也君	住 民 福 祉 部 長 中嶋敏純君
健 康 保 険 部 長 辻田正行君	水 道 局 長 濱伸二君
会 計 管 理 者 山口利弘君	企 画 財 政 部 理 事 田中一之君
住 民 福 祉 部 理 事 栗山浩二君	総 務 課 長 荒木秀一君
秘 書 広 報 課 長 中村元則君	契 約 管 財 課 長 和田弘君
地 域 安 全 課 長 宮崎伸之君	政 策 企 画 課 長 荒木隆君
税 務 課 長 山崎昇君	収 納 推 進 課 長 藤崎隆行君
土 木 管 理 課 長 中尾盛雄君	都 市 計 画 課 長 山崎禎三君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	福 祉 課 長 細田愛二君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり君	健 康 保 険 課 長 志田純子君
介 護 保 険 課 長 堀池英二君	水 道 課 長 渡部守史君
下 水 道 課 長 山口新吾君	教 育 長 勝本真二君
教 育 次 長 森川寛子君	教 育 委 員 会 理 事 金崎良一君
教 育 総 務 課 長 宮司裕子君	生 涯 学 習 課 長 青田浩二君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 村田佳美君	選 挙 管 理 委 員 長 辻田壯太郎君

会議録署名議員

3番 西田 健 議員 4番 浦川 圭一 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 16時30分

○議長（山口憲一郎議員）

皆様おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。

質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いします。

なお、通告外に渡っての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、岩永政則議員の①乗合タクシーについて。②長与町議会議員選挙の無投票当選結果と今後の考え方についての質問を同時に許します。

10番岩永政則議員。

○10番（岩永政則議員）

皆さんおはようございます。元号が変わりました。令和元年第2回長与町議会定例会においての最初の質問でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

早速質問申し上げますが、第1点目の乗合タクシーについてであります。私は平成30年3月の定例会におきまして本件につきまして質問をし、1年2か月が経過したところでございます。この時期は試行運行の前で最終の準備の時期であったと思います。したがって地域公共交通会議のメンバー、開催状況、その内容、運営面、試行運行の時期等について質問してきたところでございます。今回は試行運行開始以降3月まで9か月間が経過をしているこの時期に、試行運行全般についての質問をします。

1つ目は、当初の試行運行は昨年6月25日から12月21日までで、運行日は月、水、金の週3日。1日3往復6便であったと思います。運行地区の中尾団地地区では停留所は13か所、道の尾団地、自由ヶ丘団地では9か所、運賃は1人1回大人200円、子供が100円で運行してきたものと思います。そこで質問をいたしますが、それぞれの地区別に、この間の総利用者数、月別利用者数、1日平均利用者数、1便当たり利用者数はどのようになっているかお尋ねをいたします。

2点目、乗合タクシーについての予算措置は、先程申し上げましたように基本的には当初予算で13節委託料、乗合タクシー運行委託料として171万6,000円ございました。これで運行は終了するものと思っていたところ、これが平成31年1月4日から2月28日まで延期をされてまいりました。そこで質問いたしますが、1つ目は、どのような理由から延長することになったのかお尋ねをいたします。2つ目には、延長のための委託料はどのように捻出をされたのかお尋ねをいたします。3つ目が、延長の意図することが成果として得られたのかどうか、お尋ねをいたします。

3点目、平成31年度当初予算では乗合タクシー運行委託料は59万1,000円でございます。これは6か月間の試行運行延長の予算と聞いております。そこで質問いたしますが、1つには6か月が過ぎたあと、さらなる試行運行を行うのか、どのように対応をしようとするのか、お考えをいただきたいと思います。2つには、1便での利用者が一定基準を満たさなければ、本運行は断念せざるを得ないのではないかというふうに私は思っておりますが、どうなのかお尋ねをいたします。3つには、試行運行から本運

行に移行する、あるいは断念するなど、その基準をどのように考えておられるのか。4つには、両地区の関係者には今後の対応としてどのような説明をしておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に大きい2つ目でございますが、長与町議会議員選挙の無投票当選の結果と今後の考え方についてであります。平成31年4月16日長与町議会議員選挙が執行されました。定数16人に対して受付当初の立候補者は17人であったと聞いておりました。定数を越えたことは大変嬉しく私は思っておりました。最終的な結果を聞いたのは、当日の15時15分頃選挙事務所に帰ってきたときでありました。無投票当選おめでとうございませうという関係者の言葉を耳にいたしました。さすがに現実の状況を聞いたときは驚きを思ったところでございます。本町では8年前も無投票当選でございました。その後、議員定数の見直しの運動が起こり平成24年10月15日に長与町長吉田慎一氏から現行20人を16人に改める条例改正案が提案され、賛成11人、反対7人の賛成多数で可決をされたのでございます。全国的に町村議会議員のなり手不足等から全国町村議会議長会は、町村議会議員の報酬等のあり方検討委員会を設置し、去る31年3月12日、最終報告を取りまとめられ、桜井会長にその報告書が提出をされているようでございます。その報告では、議員報酬の低さと議員定数の少なさが無投票当選に繋がると分析されておるようでございます。そこで質問いたしますが、1点目、町長はこの近年の長与町の無投票当選の無投票のこのような状況をどのように受けとめておられるのかお尋ねをいたします。2点目、町長はこの無投票当選の原因は何にあると認識をされておられますか。3点目、平成24年10月15日に現行定数20人を16人に改正する条例改正案の提案を今日ではどのように評価をしておられますか。提案をされたわけですので、今の評価ですね。全国町村議会議長会の報告書で、議員報酬の低さと議員定数の少なさが無投票当選に繋がるこの分析をどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。5点目、この報告書の議員報酬条例の改正を見ると、全国では139町村が増額し64町村が減額という報告があつてるようでございます。本町では8年間のうちに2回も無投票でございました。このような町村は、全国であまり見受けられないというふうに思います。議員報酬のあるべき姿としては、私はせめて親子4人の標準所帯の生活ができる程度の議員報酬であるべきじゃないかというふうに私は思っているところでございます。現在議員報酬の月額が25万8,000円、手取り額は約22万円前後であろうというふうに思います。この現実を見て、町長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。6点目、現実の直視と様々な角度から早急に実態を把握し、あるべき方向を見極めて早い時期に見直しを行う考えはありませんか。お尋ねをいたします。最後に、昨年12月の定例議会に議案第69号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が提出され慎重審議の結果、否決をされました。提案理由は特別職の国家公務員及び近隣、近隣というのは長崎、時津だろうと思います。近隣自治体の議員の期末手当における状況を踏まえ、町議会議員の期末手当の支給割合

を改めるものでございました。まず理解されなかった理由として、1つには4月には本町の議会議員も改選期の直前であったこと。2つには昨年、昨年というのは30年ですね。定例会でも同じことでありますが、従来から議会議員及び町長、副町長、教育長の改正も4点セットで同時に提出をされてきたところでございます。それが今回に限っては、町議会議員だけを提出したところに提出者の意図が不明な点となり、否決に至ったのでないかとこのように理解をいたします。近隣の時津町は4点セットで提案し、可決されているところでございます。後ろを振り返ることも大切であります、一方では前に向かってどのように前進していくかも貴重な重要なことであるというふうに思います。このままこれが放置されることとなりますと、ますます近隣自治体との格差が広がり、不均衡が促進されることとなるのでございます。従来どおり4点セットを以って6月定例会に向けて、再度提案すべきであるというふうに思いますが、提案を含めて町長の考えをお聞きをいたしたいと思っております。以上、質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、先程岩永議員がおっしゃたように令和元年の初めての議会ということで、その最初の質問者であります岩永議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番目1点目への試験運行の利用者数ということの御質問でございます。御案内のとおり昨年度2つの地区におきまして、6か月間の定時定路線による試験運行を実施していたところでございます。利用状況でございますけれども、中尾団地地区が総利用者数が253人、月別で申し上げますと6月が12人、7月が61人、8月が59人、9月が35人、10月31人、11月35人、12月20人で、1か月間の平均利用者数は42.17人でございます。1日の平均利用者数が3.24人、1便当たりの利用者数が0.54人でございます。また、もう1つの道の尾、自由ヶ丘地域におきましては、総利用者数は435名、月別では、6月が15人、7月が68人、8月が101人、9月が75人、10月62人、11月73人、12月41人でございます。1か月間の平均利用者数が72.5人、1日の平均利用者数は5.58人、1便当たりの利用者数が0.93人となっております。

次に2点目の運行期間の延長についてのお尋ねでございますけれども、御指摘のとおり6か月間の定時定路線による試験運行後、期間を2か月間延長し、予約制による試験運行を実施いたしました。定時定路線運行の利用状況から、そのままの運行形態では継続が難しいと考えましたが、別の運行形態についての可能性も検証するために、地域公共交通会議に諮りました上で、期間の延長を行ったものでございます。（ロ）運行委託という質問でございます。1日6便の運行を4便に変更するとともに、予約があった場合にのみ最短ルートで運行することとし、既定予算の範囲内で実施をいたしております。（ハ）のその成果についての御質問でございます。当初は、運行形態が大きく変更にな

ったこともあり、以前よりも利用者数が減っていましたが、後半には徐々に増加してまいりました。また、効率的な運行を行ったことで町の負担も軽減されるなど、予約制の運行による一定の効果が検証できたものと考えております。

次に3点目の今年度の運行についてのお尋ねでございますが、4つの御質問について併せてお答えをさせていただきます。昨年度、定時定路線による6か月間の試験運行に加え、予約制による2か月間の試験運行を実施したところでございますが、この間、地域公共交通会議におきまして、予約による運行の十分な検証を行うためには期間の延長を検討すべきとの御意見がありました。これを受けまして、今年度6か月間の期間を設定し予約制による運行を実施しておりますが、それ以降の運行につきましては、利用状況を踏まえ、改めて地域公共交通会議の御意見を伺ってまいりたいと考えております。その結果によりましては、議員おっしゃったように本運行を断念することも併せて検討すべきと考えるところでございます。現時点では本運行に向けての目標といたしまして、稼働率を50%、1便当たりの平均乗車数を2名、これを基本としておりまして、財政負担も考慮した上で決定をしていきたいと考えております。両地区におきましては、利用状況によっては継続実施が困難であることをお伝えしておりまして、随時利用状況をお示ししながら利用促進について御協力をいただいきたいと考えております。

続きまして、2番目1点目の本町の近年のこの議会議員選挙の無投票当選の結果でございますけれども、どのように受け止めているかという御質問でございます。地方公共団体におきましては、主要な意思決定を行う住民の代表者を選出する町議会議員選挙が、このたびは無投票でありましたが、立候補は自由な意思の下に行われる必要がございますので、これを事実として受け止めております。今回と同じく平成23年執行の町議会議員選挙も無投票に終わりました。この時は翌年に議員定数の改正を求める住民請求がありましたので、議会にその旨を御提案申し上げ、御審議をいただいたところでございます。当時の定数改正によりまして、20名から16名と少なくなった現在におきましても、変わらず町政の監視役、意思決定機関としての役割を担い、さらには議会改革にも取り組まれるなど、精力的に取り組んでいただいていると認識しております。近年では議員のなり手不足がささやかれておりますが、今後とも町議会におかれましては、立候補者が絶えない魅力ある議会を追求され、住民の皆様の負託に答える議会運営に取り組んでいただきたいと存じます。町としても引き続き選挙に対する意識の高揚に取り組んでまいりたいとそうように考えております。

次に、2点目の無投票当選の原因はどこにあるかという質問でございます。立候補するに当たりましては、町政に対する思いや御家族の理解など立候補者は様々な理由、事情を抱えながら御決断されたことと推測をいたします。結果として無投票になりましたけれども、新たに3名の方の議員が誕生をしておるところでございます。

次に、3点目の平成24年10月15日に現行定数20人を16人に改める条例改正案の提案を、今日ではどのように評価しておるかという質問でございます。平成24年

の議員定数を改める条例改正案につきましては、地方自治法に規定される住民請求に基づきまして、住民の代表者が法定数の署名を集め御提案をいただいたものと認識しております。提案は正当な手続きを踏まえて行われたものでございまして、住民自治の観点から住民の意思を提案されたものでございます。それは民意を尊重し、真摯に受け止めるべきものであったと考えております。これを受けまして、条例改正案を御提案したものでございますが、議会にはおかれましても慎重に御議論がなされた結果、民意を尊重され、また反映された決議が行われたものであると、そのように認識しております。

次に4点目の全国町村議長の報告書にある議員報酬の低さと議員定数の少なさが無投票当選に繋がるという分析をどのように見ているかという質問でございます。これは全国町村議長の報告書につきましては、私どもとしては真摯に受けとめておるところでございます。将来的に多くの方が立候補しやすく、活動しやすい環境を整え、今後の議会の存続と運営につきましても、危機意識を持って分析されているんじゃないかなと、そのように解釈をしております。

次に5点目の報告書による議員報酬条例の改正状況、無投票、現在の議員報酬、この現実をどのように見て評価してるのかという御質問でございます。議員の報酬等につきましては、各々自治体、議会ごとの状況や根拠、近隣の状況などを踏まえて報酬額が規定をされておまして、報告書でも594自治体は改正がなされておられません。議員報酬の額には一定の根拠があるように考えております。しかしながら、議員のなり手不足や議会活動の多様化といった近年の課題など検証すべきところも少なからず存在するとそのように考えております。

6点目の早急に実態を把握し、あるべき方向を見極めて、早い時期に見直しを行う考えはないかという御質問でございます。この報酬額につきましては、議会におかれましても特別委員会を設置され、協議を重ねられましたけれども、報酬額は現状維持とされております。議会側におきまして協議がなされたき経緯、結果を踏まえたと、見直し後、提案、議決に至るまで困難な状況にあるとも感じております。今般、全国町村議会議長会におきまして、報酬の額をはじめ多くの議会活動につきまして、議会活動の定義、活動の多様化、活動日数、議員のなり手不足など多くの要因を分析され見直すこととする趣旨となっております。また、このほか取り巻く環境改善といたしまして、手当制度の拡充など関連する点も国に対し要望されておりますので、これらの動向を注視するとともに、慎重に進めていく必要があるんじゃないかと考えております。

続きまして7点目の12月定例議会で否決された長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を6月定例会に向け再度提案すべきであると思うが、提案を含め町長の考えはどうかという御質問でございます。昨年12月定例議会での議案提出の意図が不明であるとの御指摘でございますので、御説明を申し上げます。提案の時期が理解できないとのことですが、町議会議員改選の4か月ほど前でございましたが、特別職の国家公務員並びに近隣自治体における改正と同様の時期に

提案したものでございますので、この点につきましては御理解を賜りたいと考えております。2点目の三役の期末手当について提案しなかった理由といたしましては、平成28年度に行いました使用料、手数料の見直しや施設の集約等により町民に御負担をおかけしたことに対しまして、その責を感じ上程を見送ることといたしました。このような背景を理由としていたしまして、議員の期末手当にまで影響を及ぼすことができないと判断したものでございます。議員報酬等に関する条例改正案の上程につきましては、人事院勧告やその時々状況を十分に踏まえまして、三役等の報酬等を含め判断をしてみたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

それでは、順を追って質問をさせていただきたいと思いますが、過去、私の質問では数字的なものは一切聞かないようにしてまいりました。できるだけ町長との政策論議をしたいということから過去12年間そういう姿勢でまいりました。今回は少し数字を聞かなければならない状況があるようでございますので、今回は御勘弁をいただきまして、この場で数字をお聞かせをしていきたいというふうに考えておりますので、御了承いただきたいと。前に聞けばいいんじゃないということもあるかもしれませんが、順を追って質問していきたいと思いますが、1つには乗合タクシーについてでありますけれども、6月から12月までの利用者数は先程からの答弁で分かりましたけれども、経緯については、まだこう分かっておりませんね。そういうことで中尾団地、道の尾地区でそれぞれ収入と支出の額が分かるというふうに思います。この点については集計をされているんじゃないかというふうに思いますので、この場で明らかにしていただきたいということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

昨年度の両地区における試験運行の経費ということでございますが、事業者への支払いについては、運行経費から運賃収入を除いた額ということになっておりますので、支出がこの額でございますけれども、その内訳として御回答申し上げます。まず、中尾団地地区でございますけれども、運行経費が70万2,000円でございます。運賃諸収入相当額が5万600円。町の負担額、イコール支出としましては65万1,400円でございます。次に道の尾、自由ヶ丘団地地区ですけれども、運行経費が70万4,180円、運賃収入相当額が8万6,900円、町負担額が61万7,280円となっております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

合わせますと126万ぐらいの差額が町負担になろうというふうに思うんですね。これが約936便じゃないかなというふうに思うんですけども、これを割りますと幾らになるか、1便当たり1,200～1,300円ぐらいになるんじゃないかなというふうに思います。これを踏まえて次にまいりますけれども、12月までは定まった時間に定まった経路、要するに定時ですよ。定まった時刻に運行したものを今年1月4日から2月28日までの試行は予約制に変更したという答弁がございました。この収入と支出は同じように幾らになっておりますか。調べておりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

同様に予約制について御回答申し上げます。中尾団地地区が運行経費7,570円、運賃収入相当額3,200円、町負担額が4,370円でございます。道の尾、自由ヶ丘団地地区が運行経費2万3,060円、運賃収入相当額8,800円、町負担額が1万4,260円となっております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

これを逆算しますと1万8,630円が合計になるようでございますから1便で幾らですかね、400円前後、こういう状況にあるようでございます。順を追って確認をしながら先に進めていきたいと思っておりますけれども、定時時の最初の運行の中尾団地の1便当たりは先程言われましたかね、前から一般質問でも出ておりましたが0.5人、1便ですね。半人という数字が出ておるわけですが、道の尾地区が0.93ですかね、0.9人と聞きました。両地区とも1便に1人にも達していないという現実がはっきり出てくるわけでございます。したがって、試行運行ながらも1便当たり先程約1,300円ぐらいの経費が町が負担をしておるわけなんですね。これは要するに利用者が少ないために、1便出すためには1,500円か2,000円の料金は変わらないわけですね。これを誰が負担するか、利用者が3人、4人乗りますと町負担はどんどん減っていくわけです。ところが0.5人とか、0.93人だから1,300円もなるわけなんですね。そういう現実にあるわけですけども、これらをどう評価されて今日までまいりましたか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

御指摘の定時定路線運行、これは乗客の有無に関わらず決まった時間に決まったルートを走行すると、いわば路線バスと同じような運行でございます。1か月の平均利用者数も先程町長の答弁にもありましたが、中尾団地が約42人、道の尾が約72人と一定

の利用があるということはここで分かったわけでございます。その一方でほとんど利用がされない時間帯ですね。こうしたものもございましたし、約半数の便が0人の乗車で運行がされていたということで、1便当たりの利用者数というのは先程議員がおっしゃられたとおりでございます。一定の運行経費ですとか町の負担というのは発生をしております。が一方で試験運行としてこの地域のニーズといいますか、どれぐらいの需要があるかということが計れた、把握できたという点では一定妥当な運行形態ではなかったのではないかとこのように評価をしております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

定時方式を予約制に変更した理由は先程町長がちょっと答弁されて、会議にかけて一定継続をして予約制に変えて継続をするという、そういうことで行われたということで答弁がございましたけども、私はやっぱり担当にしてみると、今、担当課長が申し上げましたけれども、非常に1便当たりの数字が0.5人とか0.9人とか、そういう数字が躍ってしまっていて、何のための試行かということにもなりかねないわけですね。他の例えば報道機関等から聞かれますと、大変な状況じゃないかというような批判も来るわけございまして、私は定時が悪いとか、あるいは予約制が悪いとかいう意味じゃないんですね。そういういろんな様々な方式をもって試行していくということも、それは理解はいたすものの余りその数字の1便当たりの数字にこだわってこれを予約制にしますと、0.幾らっていうのはあり得ないわけなんですよ。1以上なんですよ。例えば吉田っていう、あるいは岩永という者が予約をしますから、それで1なんですよ。ところが定時の場合は、コンマの5とか、コンマの93にならざるを得ないわけですね。だからそれを解消するために予約制に変更したんじゃないかという疑いを持たれる可能性も私はあるんじゃないかと、そういう考えは無かったと、思いつきもしなかったということをおられるかもしれませんが、第三者の我々から見ますと余りにも少ない乗降客数だもんだから、コンマの幾らで大変だとこれは1以上にせないかんよという意図があったんじゃないかなということも思うわけですけども、その点はどうか答弁されますか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

町の負担というのも1つの目安と言いますか、目的としてございますので、それを軽減するためには、やはり1便に対して複数乗っていただくというのが良いのではないかとこのようにございまして。その指標として1便当たりという設定もしているところです。予約制への変更につきましては、先程も申し上げましたけども、利用をされる時間帯、なかなか利用されない時間がある。それと約半数の便が0人、要は空気を運んでるというような状況にございました。そこで時間帯も便数も減便をいたしまして、2往復とい

うことで設定をしたところでございます。さらに予約制に変更することで、今まで決まったルートを必ず回っていたというのが、予約があった所から目的地までの最短ルートで運行が可能になるということ。それと利用がある場合にのみ運行をするということにおいては、非常に効率的な運行になるのではないかとということで、こういったことも踏まえて地域公共交通会議の合意を得まして、試験運行を行ったところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

1月4日から2月28日までの月別の乗降客数は、乗客数はどのようになっておりますか。中尾団地それから道の尾地区、1月、2月。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まず、中尾団地地区でございますけれども、1月が7人、2月が9人でございます。道の尾、自由ヶ丘団地地区においては、1月が15人、2月が29人でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

中尾団地は6月から12月までの分につきましては、月からいきますと資料等を聞いてみますと42人、ひと月当たりですね。今聞きますと7人と9人ですから平均8人ですね、月平均。予約制の定時の場合は42人乗っておったものが、月平均にしますと8人しか乗ってない。これはもう2か月分なんですね、今聞きました。ところが道の尾地区の場合は定時の場合は71人ぐらいおられたわけです。それが今、聞きますと44人、ですから月平均いきますと22人なんですね。これだけ予約制にすると極端な減少があるわけなんです。そういう数字があるわけですけども、どうも私は予約制にする理由は、先程、今課長が言った定時の利用が少ないとか、されなかったとか、半数以上はゼロ人だったとか、そういうことを言われて予約制に変えたということと言われましたけども、何を探ろうとして予約制にしたのかっていうのは、この数字から考えてみても非常に分かりにくいというふうに思うんですが、いかがですか、簡単に。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

利用者の減少については、大きな運行形態の変更だったということもあって、地域には十分な周知に努めてきたところがございますけれども、なかなか定着までには至らなかったのかなど、徐々に増加はしてきておるところです。この試験運行の目的としましては、まずは交通が不便だと思われる地区について、住民の方々への支援というもので

ございます。ここに行政の関与で、一定新しい公共交通の導入ができないかというものを検証したいというのが目的でございます。そこには委託事業者、これはタクシー事業者に運行をお願いしてありますが、その事業者の協力ももちろん不可欠であります。現在タクシーについては車両の削減であったり、燃料コストなどの上昇、それから運転手不足、今後のライドシェアの動向といった様々な課題がある中で、今あるドライバーですとか、車両の資源を投入して御協力をいただいております。住民のニーズに応える運行、それを担っていただくタクシー事業者の可能性と言いますか、交流協力と言いますか、こういった両面で検証していきたいというのが、この試験運行の目的でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

そしたら、もう1つ数字上で聞かせていただきたいというふうに思うんですが、31年度、要するに今年度ですね、31年は5月13日から11月15日まで行いますということで、これも1月から2月28日までと同様に運行形態は予約制で今年行うということで予算も確保されてきたわけですね。既に5月13日はもう過去になりましたね、今6月ですから。もうこれは実施をしてきて、予約制で実行してこられたというふうに思うんですが、この13日から28日までの利用客数は何人ずつ、それぞれ中尾と道の尾でなっておるのか。日にち別に分かっておれば教えていただきたい。傍聴者もいらっしゃいますので、その現状を知っていただくと、いかがなものかという疑問もあるかもしれません。2つ目には、再々度の試行運行は何を求めているのか。再々度になるんですね、予約制。それとこれをいつまで続けていこうとするのか、先程町長の答弁では、地元には困難であるというようなことも言っておるとか、あるいは断念も考えるとか、考えざるを得ないとか、そういう発言もあったようでございますけども、その点を含めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本年度の試験運行の利用状況でございます。今年度は中尾団地地区が火、木、土、道の尾、自由ヶ丘団地地区が月、水、金ということで運行を行っております。5月13日からの運行でございますけれども地区ごとに申し上げます。中尾団地地区が5月14日火曜日から14日が0人、16日も0人、18日が2人、21日が1人、23日が0人、25日が0人、28日が0人でございます。一方の道の尾でございますけれども、5月13日月曜日からのスタートです。13日が5人、15日が3人、17日が3人、20日が1人、22日が5人、24日が3人、27日が4人、以上でございます。今年度の運行につきましては、昨年度2か月間行った際に運行時間の2時間前までに予約をいただくということで運行しておりました。これについては、なかなかスケジュールが立て

づらいというふうな声もお聞きしておりますので、1時間前までの予約ということと、運行が決まれば直前であっても乗車いただけるような仕組みで運行を行っているところです。また、御要望に応じて停留所の数も増やしながら運行を実施しております。運行期間については国の制度との関連もございますので、地域公共交通会議に諮りまして、6か月間の運行を行っていくということで、今予定をしてるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

今、中尾団地を計算しますと3人。1月4日から2月28日までの間に中尾団地は3名しか利用されてないということですね。これ町長どう考えられますか。町長これ知っておられました今の数字は。実態を見て、これは大変な数字だなと私は感じたんですね、今ね。町長どう考えられますか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員がおっしゃるように確かに2地区でやっておるんですけども、ばらつきがあります。先程課長が答えましたようにこれはバス停よりも遠い所、バス停よりも高い山の上とか、また狭隘な道路の中での交通弱者に対して、長与町この2地区が重点地区になっておりますのでやっておるわけでございますけども、その中で元々これをどうしていこうかというのが目的でやってるわけですので、いろんな形でどうやったら皆さん乗っていただけるのかなとか、そういった地域の実情というのを検証していきたいというような形でやっておりますので、いろんな形での実験をやりながら、この会議の方にかけてながら地域公共交通会議の中でいろんな形で揉んでいただいて、元々は定時定路線だったのが、それよりも予約制が良いんじゃないかなということで、これもまた試験的にやっっていこうということで来ております。長与町としては、まだまだこれにつきましては、どういう結論に持っていけばいいのかということに対しましてのいろんな資料、材料というのが欲しいというようなことでございますので、今そういった形で、いろんな形での試験をしながら、どういったものが1番良いのかというようなことを今検討している最中であるというようなことでありますとともに、やはり今までやってきた中で、地域によつてのばらつきというものはあるなということの認識をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

この乗合タクシーの運行にいたしましても、一般のバス事業者における運行にしましても、そこに住む人たちの需要、こういうものを見込んで、そして利便性を高めるために運行をしていく。配車をして、それを利用していただいて初めて良い生活、快適な生

活もできる、利便性を高めていくというのが大きな目的であるわけですね。以前の質問のときも指摘をしておりましたが、現在行っているこの乗合タクシーの試行運転は、試行運行をすることが先行して、また目的化して、地区民との十分な話し合いの不足等によって、今日においては乗降客数を確保することに四苦八苦している状況にあるのではないかと、このように私は分析をするわけです。これは本末転倒と言わざるを得ないわけですね、目的からして。そういう指摘をいたしておきますので、今後、今町長も言われるように、十分この数字を、敢えて一般質問で数字を、初めてです私の一般質問でこういう尋ね方はですね。質問の仕方は初めてでございますけども、敢えて聞かしていただきましたので、この実態を十分所管だけじゃなくして、町長はじめ町全体のこととして捉えて、いかなる方策を取っていくべきか、決断すべきときは、やっぱり決断をすべきなんですね。どう決断すべきかは町長の考え方にも基づくものがあるというふうに思いますので、その点は要望を是非しておきますので、十分検討を、町民の税金であるわけですからその点は十分お考えをいただきたいというふう思うわけです。

少し時間が経過をいたしておりますけども、2点目の町議会議員選挙の無投票の結果と今後の考え方についてであるわけですが、これはどうしても今回と前回の本町の無投票当選は、報酬に大きく関連があるんじゃないかというふうに思う立場から再質問については時間がございませんので、議員報酬だけに絞って質問をしたいと思うわけです。町長の給与の改定につきましては、振り返ってみますと平成8年に変更した後は一切変更があってないわけですね。議員につきましては2年に1回改定をずっと過去してまいりました。平成2年、4年、6年、8年、12年、それぞれ改定をして以降は改定があっていないというのが現実でございます。こういうことで県内の動向を考えてみますと、やっぱり人口、町はどうなのか、あるいは人口が少ない市はどうなのか、様々な角度から検討していく必要があるわけでございますけども、1つは人口が長与町より少ない五島、松浦、西海、壱岐、平戸、対馬、この6市の議長報酬と本町の議長報酬の比較をして見ますと長与町が低い状況でございます。五島は43万3,000円、松浦が41万3,000円、西海が38万9,000円、壱岐が38万、平戸が41万5,000円、対馬が36万、これは28年度の数字でございますけども、長与が低いということについては、町長どういうふうに感じられますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

今、議長報酬の件で質問がございましたけども、町村の議長との割合といいますか、市長または町長の給料に対する割合ということで一定割合が示されております。この関係で市におきましては大体50%近く、町村におきましては40%という形になっておるところでございます。これを踏まえまして、今の市町村議会の議長なり、議員の報酬の方が定められているところでございますので、今のところは、そういうことで決めら

れてるということで認識をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

これは何年か前、もう7、8年ぐらい前に葉山町長とこの場でやり合いましたけども、感情的にならずに聞いていただきたい。現実を私申し上げますので。先程言いました長与町より人口の少ない県内の、議員は少ないんですよね、今申し上げましたように少ないわけ。ところが6市の市長の給与と長与町長の給与の比較をいたしますと、長与町の町長の給与が85万7,000円で、他の6市の市長よりは高いわけです。これは現実です。吉田町長が悪いとは私は言わないわけです。現実はあるということをです。これは五島が80万9,000円、松浦が80万、対馬が80万、壱岐が80万、五島が78万9,000円、西海が83万7,000円、これも28年ですね。町長が高くても良いのか、あるいは悪いのか、よく私も分からないんですけども、議員は低くて町長は市長よりはだいぶ高いわけです。これですね、どのように、町長のお考えを聞きたいというふうに思いますけども、現実がそうでございますので町長の感想をお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、総務部長の方から回答ありましたように、比較っていうのが単純なものでもないと思うんですね。単町の中で、また単市の中で、町長、議長、議員、職員、そういった相関関係の中でこういった給与体系が決まってくるものでございまして、単純に人口の少ない市と町の関係での町長、また議員、市長、市議会議員という、そういう割り切り方でなくて、いろんな形がやっぱり絡みあって、今までの歴史の中で議員報酬というものも決まってきたし、町長、市長の給与というものも決まってきたものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

少し生々しい数字になってしましまして申し訳なかったんですが、山梨大学の江藤先生の考えを参考にするわけなんですけども、町長も議員もこれはもう公職者であると選挙に基づいてですね。給与はやっぱり民間の給与に連動しておるわけなんですけども、首長の給与を参考にして議員報酬を定めていくのが1番良いんだということから、このパーセントの問題が出てくるわけなんですけども、現在40%ぐらいになってるわけです。6市だけを私申し上げますけど、6市の市長よりはうちの町長が給与が高いから敢えて私は申し上げるんですね。低ければ何ら対応する必要ないわけですね。町村でいけばいいわけ。この6市の市長の給与よりはうちの町の町長が金額は上であるという現実を見たときに、この6市の議長報酬は町長の約平均しますと50%なんです。ほとんど5

0%、45～6%もあれば、平均しますと50%になってるわけなんです。したがって、町長が市長よりは高い現実があるわけですから、先程の総務部長の考えもよく分かりますけどね。現実の町長の給与に対して市であろうが町であろうが、何ら自治体は変わらないわけなんです。そういう視点からいけば、やっぱり町長の85万7,000円の50%までには、平均までには持っていても決して高くない。町長が高いわけですから。だから町長の50%までには議長報酬を持っていくべきだという考え方でいろいろ我々過去にも議論してまいりましたけれども、このアンバランスを早く解消すべきだというふうに思います。最後に町長のお考えをいただきたい。是非、改正の方向で是非検討いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員御指摘のとおり、この件につきまして議員皆さん方の中で特別委員会を作っていたいただいて御審議もいただいた経緯もございます。また、議員の報酬を決める報酬審議会というのもございます。そういった中で御議論いただくということも今後必要なのかなというふうに考えております。これにつきましては、いろんな考え方、見方というのがございますでしょうし、今後、検討していく課題なのかなというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

是非検討していただきまして、議員からの提案も可能なんです。これはもう自治法上も、あるいは基本条例上もありますけども、やっぱり姿としては、町長が現実をよく見てどうあるべきか、その辺りを十分検討していただきまして、大所高所からの判断をして審議会等を経た方が1番良いのじゃないかというふうにも私は思います。議員発議で出来ることは出来るわけですから、あることはあるんですが、姿としてはそちらの方が良いのかなという感じはします。是非そういう方向で改正をしていくような方向で是非御努力をいただきたいということを要望しまして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これで岩永政則議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時31分～10時45分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順2、浦川圭一議員の①総合計画の計画実行、実施の検証について。②開発負担金等の適正な徴収について。③町道後川内中央線の横断歩道及び停止線の表示についての質問を同時に許します。

4番、浦川圭一議員。

○4番（浦川圭一議員）

それでは、岩永議員に引き続き、この新しい令和に入りまして2番目の質問をさせていただきます。私も1番目を目指しましたが、議長に委任した抽選で負けてしまいましたので、2番目となっております。

それでは、質問いたします。総合計画の計画実行実施の検証について。広報ながよ4月号において、総合計画について実効性のある事務事業評価及び施策評価を実施し、これまでの成果の検証を行うとしておりますが、施策42項目について取り組むとしたもののうち、実行実施されなかったものの検証及び事後評価も行うべきと考えるが、どうでしょうか、伺います。2点目、開発負担金の適正な徴収について。開発指導要綱に基づく開発行為に係る負担金、協力金等の徴収については、法的妥当性のもと、条例でその徴収について定めた上で納入を求めるべきだと考えておりますが、この実態はどうか伺います。3点目、町道後川内中央線の横断歩道及び停止線の表示について。町道後川内中央線、延長557メートル中に4本の横断歩道が設置をされております。終点部に当たるシーボルト校正門前T字交差点の横断歩道については、止まれ表示が無い停止線がセットされた表示となっているが、起点部のもみじ公園横のT字交差点の横断歩道前後には、手前の左右の見通しができない位置に止まれ表示がされた停止線、その先に横断歩道、その先のより交差点に近い位置の左右の見通しができる位置に破線の停止線が表示されているが、次について質問をいたします。この見通しの利かない位置で規制を掛けて、車を停止させる必要性を伺います。2点目、横断歩道をより交差点側に表示することで、シーボルト校正門前と同様の表示ができると思いますが、より安全で車の運行、歩行者の進行の妨げにならないような統一した表示にはできないか伺います。3点目、警察庁交通局長の通達の中に停止線を設置する位置の記述があり、車両が停止する位置を示す必要がある場所として、T字路の交差点が図示され、注釈により、交差する道路の状況がよく視認することができ、かつその道路の交通を妨げない位置に設置するものとする記されております。本交差点での適用にはならないのかお伺いいたします。4点目、町内の信号機が設置されていないT字交差点において、もみじ公園横と同様の表示がされた横断歩道は何箇所あるかお伺いをいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、抽選で負けて、令和2番目の質問者となりました浦川議員の質問にお答えさせていただきます。1番目の総合計画の計画実行、実施の検証という御質問でございます。私は、本年3月の定例会におきまして施政方針といたしまして、今後の町政運営に対する所信の一端を申し上げたところでございます。そのうちの 하나가、総合計画の進行管理でございます。本町におきましては、計画に基づく将来ビジョンを実現し、人

に優しい持続可能で成熟した地域社会をつくるため、計画に掲げた42の施策の推進に全力で取り組んでいるところでございます。今年度は計画の策定から4年目を迎え、最終年度に向けた進行管理と、次期計画の検討段階に入ることから、実効性のある評価を行うとともに、成果の検証を行ってまいりたいと考えております。計画の推進に当たっては、これまでも立案、実行、結果の評価、それを踏まえた改善といった、いわゆるPDCAサイクルを構築をいたしまして、その一環として、事務事業及び施策の評価を行ってきたところでございます。事務事業評価につきましては、施策を達成するための具体的な手段としての評価を行っておりまして、事業の妥当性、有効性、効率性の観点及び活動指標等から、成果や問題点などを整理し、コスト投入も含めた今後の事業のあり方を評価しているところでございます。さらに、施策評価といたしましては、基本構想を実現するための方策といたしまして、事務事業評価の結果を踏まえ、これまでの取組状況や数値目標の達成度などから、進捗状況の評価を行っているところであります。平成29年度末における施策評価の結果といたしましては、計画どおりに進んでいるものが28施策、これは全体の66.7%、おおむね計画どおりに済まれているのが13施策で31%、やや遅れているという施策は1つで、これが2.4%でございました。また、数値目標の達成度という点では、目標値を達成したものが全体の34.1%、基準値より上昇したものが28.4%、基準値と同水準が17%、基準値より下落したものが13.6%という数字が出ております。評価につきましては、年度終了後に事後評価として実施をしており、その結果につきましては、総合開発審議会におきまして報告するとともに、PDCAサイクルにより検証し、その後の改善につなげるよう努めているところでございます。内容によっては、事業効果が現れにくいものもございしますが、取組が遅れているとされたものにつきましては、特に改善に向けまして、注力をしてまいりたいと考えております。

次に2点目の開発負担金等の適正な徴収という御質問でございます。以前、長与町が急激な人口増や都市化に対応するため、開発行為や一定規模以上の建築行為におきまして、良好な都市環境を備えたまちづくりを図るために、長与町開発行為等指導要綱のもと、負担金もしくは協力金をお願いをしておりました。現在は上下水道施設の整備につきまして、施設の管理や増設などに対応し、健全な経営を維持するため、負担金のお願いをしておるところでございます。それ以外の施設整備につきましては、各種インフラ等がある程度整備されてきましたことや、大規模な人口増加が難しい現状を踏まえまして、開発時に事業者と協議の上、区域内の道路や公園等の整備以外の費用負担等は求めているところでございます。今後は、長与町開発指導要綱の見直しを行いまして、現代の時代に合った要綱となるよう整備をしていきたいと、そのように考えております。

続きまして3番目の後川内中央線のことでございますけれども、見通しの利かない位置での車を停止させる必要性についてという御質問でございます。横断歩道及び一時停止の交通規制につきましては、道路交通法に基づきまして、公安委員会が設置している

ものと理解をしております。御指摘の停止線につきましては、警察と協議を行い、回答をいただきましたところ、同所は見通しが悪い上に横断歩道が設置されているために、車両が横断歩道に差し掛かる手前の現在の位置で一時停止させることで、横断歩道上及び交差点進入時における交通事故防止を図っているということでした。次に2点目の横断歩道をより交差点側に表示することで、より安全で車の運行、歩行者の運行の妨げにならないような統一した表示にできないかという御質問でございます。町道後川内中央線の終点となるシーボルト大学側につきましては、車道幅員が8.2メートルから8.5メートルの起点となります。それに対しまして、もみじ公園側交差点につきましては5.4メートルから5.8メートルと車道幅員が狭く、道路形状や交通実態等を踏まえて、現在の状況となっております。次に3番目の警察庁交通局長の通達の注釈により、本交差点での適用にならないのかという御質問でございます。交差点につきましては、横断歩道の設置の有無など形状はさまざまであることから、全てにおきまして一律に注釈どおりの設置はできるものではございません。場所によっては危険防止の一層の徹底を図るため、交差点の側端よりさらに手前の位置に停止線を設置している所があると、そういう回答でございました。なお、本交差点につきましては、交差点に横断歩道が設置されていることから、現在の位置に一時停止の停止線を設置していると、そのように伺っております。最後に4点目の町内の信号機が設置されていない交差点において同様の表示がされた横断歩道は何箇所あるかという御質問でございます。横断歩道につきましては公安委員会による設置となっているところをございまして、同様の表示箇所数については現在のところ把握はできておりません。町内の横断歩道数は300か所、一時停止規制箇所は121か所との回答を得ております。現在、所管におきまして、現地確認作業を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

それでは、再質問をさせていただきます。まず1点目ですが、私が勘違いをしていたのかもしれませんが、総合計画については最終年度に向け、実効性のある事務事業評価及び施策評価を実施するということが書かれてあったわけですね。なので、これを見てちょっと質問を書いたんですか、あくまで私は、この計画書がありますように、これは後期の計画で5年分なんです、これに前期分があって10年分で、この最終年度を控えということで、この10年分の計画について、できたのかできてなかったのか、その評価を1年間前で見込みも含めながらやっていくのかというような、私なりにそういう感覚でいたものですから、こういう質問をさせていただいたんですが、どうも答弁を聞きますと、毎年年度ごとに評価をやられているということで、計画は10年分ですよ。前期後期分かれて5年5年ですが、この全体の計画に対するこの評価というのは、こういうものは作られないんですか。どうなんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

議員御指摘のとおり、毎年基本計画の内容について、施策評価又は事務事業評価という形で行っておりますが、2年後から新しい計画の策定手続きに入るということで、さらなる検証を行っていきたいという趣旨でございます。今年度につきましてはですね。その中で10年間というのは基本構想になると思いますが、基本構想については理念ですとか、人口規模想定ですとか、そういった概念というものでございますので、それに関する検証というよりも、冒頭申し上げた基本計画の中の施策について検証を行っていきたいということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

基本計画、これは一般にも示されていて、内容についても興味があられる方は十分見ることできますし、内容については理解をされていると思うんですが、今言われたように単年度ごとに評価をされるということになりますと、私、以前一般質問でちょっと質問したことがあるんですか、計画の構成されております基本構想、基本計画、実施計画ですが、この実施計画については公表してないんだということを、しないんだということ言われてると思うんですね。だから、こういうものがあれば、今年こういう予定で、こういう計画を実行していく予定であったんだと。それについて、今言われてる評価が、こういう評価でできたんだ、できてないんだというような、合わせて見ることができれば分かりやすいのかもしれないんですけども、我々にしてみれば、今年何をやるか分からない中で評価だけが出てきますと、非常に分かりにくいというような感じかしてるんですが、そういう中で、今回の趣旨は、この事務事業評価や施策評価ということで、実際取り組んだものについての評価だと思うんですね。この計画書の中に示しておられる42施策のそのあとに主な取組というのを示されていると思うんですが、その主な取組について、実際、できてないものもあるんじゃないかなというふうな感じがしているんですね。だからそのことについても、どういう理由でできなかったのかと、こういう理由で取り組まなかったとか、そういう評価をしていただきたいなど、そういう思いがあって今回質問をさせていただいたんですが、取り組んでないというものは無いんですかね。非常に分かりにくい表現のものもあるわけですね。例えば市街地の整備の中なんですけど、高齢者向け住宅環境の整備に向けた研究で、研究はされたと思うんですけど、実際、研究した結果、何かされてれば評価に上がってくるんでしょうけど、されてないなら何も上がってこないのかなという、そういう心配をしたものですから。ほかの例えば地域交通の充実とかでも、分かりやすいのが関係機関に働きかけるとしたもので、列車の増便増結の要請ということで、要請をされたということは以前一般質問の中で聞いて

います。だから要請はされたんでしょう、恐らくですね。要請をされて増便増結は恐らくできてないんじゃないかなと思うんですね。だから計画上は、要請をしたから計画は達成したんだという考えであれば、その計画は達成なんでしょうけど、実際、住民が気になるのは、やった先の結果だと思うんですね。だからここら辺も含めて、同じように整備を検討するとして駅周辺のパークアンドライド駐車場、駐輪場の整備ということも書かれています。これも検討はされたと思うんですよ。その結果、この物が出来ていないわけですから出来なかったんだと、何で出来なかったんだということまで含めて、町民に知らしていただいて、この本と見比べて、これをするとしていると、こういうふうになっている、こういうのはこういう理由でできてないんだという、それを分かりやすいような表現を出していただけないかなという思いがあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

施策評価につきましては、毎年評価をしています。それまでの年数の積み上げということで、現状どうなってるかという評価をしております。その中で、御指摘のように細かい取組事業ベースで見ると、一定進んでないように見えるものがあるという御指摘かと思えます。社会情勢の変化ですとか、外的要因、それから町だけの努力でなかなか解決できないというのが、今御指摘の具体的な取組かと思えます。これらの具体的な取組については、確かに計画と対比できるような形での公表ではないんですが、計画全体の進捗が分かるような形で整理したもの。それと細かい事業につきましては事務事業評価という形で、どのように取り組んできたのか、どう改善してきたのか、今後どうするのかといったことをまとめて、一覧表で公表してるというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

答弁の中で、その総合開発審議会に報告し、検証を行ったということで、今答弁ありましたが、もちろんこういうことも大事なんだろうけども、町民がやっぱり分かりやすいような示し方にいただいた方が非常に助かるかなと思っております。それと、PDCAの答弁の中でも話が出てきましたけども、これは単年度のどういう見方をするのか、私はあくまでも計画があって、この後期計画だけでも5年分ですね、5年分の計画を立てて実行して、それについての評価、そして改善とかですね、そういう話かなと思ってたんですが、この5年分の計画の中を単年度ごとでそれをやるとなると、非常に難しくなり、分かりにくいのではないかなと思うのですが、その辺りはどのように。後期今度やって、その評価改善まで出して、次の計画に備えるというような感じで思っていたものですから、これを単年度ごとにまとめたところで、非常に分かりにくくなるのではないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

事務事業の評価につきましては、毎年こういったことをやってきた、改善を行ってきたというもの、それから、今後改善すべきものというものを評価して、次年度につなげてく、これを5年間繰り返すこととなります。施策評価としては、その結果、施策がどう進捗をしているのか、それから、その施策に紐づく目標値がどのように推移をしてきたかというものによって、その5年間トータルでの施策の進捗というものを図っていきたいというふうに考えております。それをもって次期計画、遅れているものについてはどうしていくのか、もしくは取組として努力はしているものの目標値の成果がなかなか現れないもの、さらに改善すべきものがあるのではないかとといった観点から、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。それでは2番目の質問に入らせていただきます。開発協力金、この質問につきましては、まず今年度の当初予算で工場等設置奨励金予算という支出の予算が計上されまして、可決をされたという状況であります。それで、この交付の条件等見ますと、かなり厳しいものがあって、ある程度規模が大きい企業とか、そういった方たちじゃないと、なかなかこの制度の適用にならないというような感じを私なりに思っております。到底個人事業主とかが行う事業には適用にならない。これは例えば条件として、新しく建てた事業所の中で町内の方々を10人以上継続的に雇用しなければならないとか、結構厳しい条件があるようでございますので、それについては、一定この条例が整備されて、それに基づいて支出が行われているということで、そのことについてここで異論を申すものではないんですが、今回の質問の趣旨であります開発負担金でございますが、これは基本、開発事業者もしくは区画整理であれば区画整理の組合、こういったところに負担を求めるものというのは理解をするんですが、実質誰が負担するかとなりますと、結局その開発もしくは区画整理によって新たに造られた土地を購入して、そこに家を建てて住もうと、こういう長与町の定住人口の拡大に、より貢献していこうという人たちに最終的に負担が行くわけですね。だから、一方で先程申しましたような、大きい企業が優遇されるような制度がある一方、こういうものを今でもやっぱりとっていきべきかなというふうな思いがありまして質問をさせていただきました。先程の答弁の中に、急激な人口増や都市化に対応するために負担金もしくは協力金をお願いしていたという答弁があったようでございますが、そういう中で、水道局を除いて各種インフラが整備されたことと大規模な人口増が難しい現状を踏まえて、今現状は水道局を除いて負担をしてないというふうなことで、水道局については施設の管理常設等に対応

するためとか、健全経営を維持するためとかそういうことで負担をお願いしているということでもあります、これはもう求める先が私は違うのではないかと思うんですが、水道局について見直す考えはお持ちでないのか、改めて伺いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

浦川議員の質問にお答えします。上下水道におきましても、現在のところ、人口が横ばいでありますので、今後見直しを考えてまいりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。是非、負担の正当性とか妥当性こういったものも含めて、全国的な傾向とかも参考にされて是非検討されたい。そういう上で、もう1点ですが、私は取るなと言ってないんですが、そういうことで検討を是非していただきたいということと、もし、どうしてもやっぱり取らなければいけないというものについては、取るべきだと思ってるんですよ。だから、その分については、水道局の中でも水道の分については、一定条例に記されているのかなという感じはするんですが、下水道は何を、どういう基準で取られているか、ちょっと分からないような状況なんですが、もし、今後、そういう負担を求めていくんだということであれば、やはりその目的なりを条例できちんと整備をされて、そして、そこに基づいて負担を求めていくというようなことが必要だと思うんですが、その件についてどうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

検討した結果、どうしても経営上必要であるということであれば、適正な条例を設けまして、徴収をお願いしていくという形で、やっていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

是非、お願いします。最後の質問ですけども、私はまなび野に住んでおまして、この道路を今日は朝から3回通って来たんですが、非常に何か馴染まないというか、通行するのにあまりスムーズにいかないなというような感じがしてるものですから、それと本当は地域のこういう問題を一般質問ですべきではないかもしれませんが、総合計画の中に交通事故防止対策の推進というものがありまして、この具体的な取組の中の主な取り組みとして交通規制の適正化というのも、この計画の中でやられるということを書かれているわけですね。だから、適正な規制に取り組んでいただけないかなという思

いを持ちまして質問をさせていただいております。まず最初に4番目の同様な交差点が町内に、私は非常に珍しいのではないかと、質問をさせていただいたんですね。同様の交差点が町内に何箇所あるかということで、先程の答弁では把握ができなかったという答弁だったんですが、どうなんでしょうか。有るんですかね、無いんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

議員の御質問にお答えします。この質問が出まして、我々の方も時津警察署、長崎県警の方から横断歩道、停止線の情報提供をいただくように申し込みをしまして、ある程度の情報を提供していただきました。それで現在、町長の答弁にもございましたが、職員の方で現地確認をしまして、同じ状況というお話ではありましたが、横断歩道があって一時停止線が引かれているという状況につきましては、今現状のところ16か所ほど把握しております。これがデータの方の住所地もしくは当時の番地等でしかデータがございませんので、一致した場所かどうかというのが、今現在確認が取れておりません。ただ、図面上という形で把握した状態で、今16か所で横断歩道、停止線が同時にある部分について把握をさせていただいている現状でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。あまり無いということですよ、町内16か所。横断歩道と強制的な規制を掛けた止まれの表示がある所、これはあちこちあるんですよ。私もそこは理解をしているんですが、それが16か所だということだと思っております。これについては、交差点からわざわざ手前に引いてるんですね、横断歩道を。そして、その先に破線の停止線を引かれています。これは恐らく町の方で引かれたのかなと思いますが、そこで、ちょっと確認をさせていただきますが、私がこの質問を書いて、いろいろ調べる中で、まず、横断歩道の引き方の原則として、交差点の中央からなるべく近い所に引くという、これ1点原則がありまして、あと停止線については、3番目の通告書に書いてありますとおりに、交差する道路の状況をよく視認することができて、その交通の妨げにならない位置に設置する、こういう原則があると思います。この考え方は間違いないですか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今の御質問でございます。今現在の横断歩道等の設置については、今言われたような、方向性が示されております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

その上で質問をさせていただきますけども、あそこの交差点というのは、そんなに珍しいような交差点ではなくて、変則でもなくて、どこにでもあるような交差点なんですね。なぜその表示だけが、長与町にほとんど無いような表示になっているのかというのが、ちょっと私が疑問を持っているところでございまして、破線の停止線は町の方で引いておられるということで、ちょっと質問しますが、横断歩道の手前に停止線、これはもう一時停止の標識も立って、地面にも止まれという表示がされてるんですが、公安委員会の方では、ここで止めれば、先の交差点事足りるのではないかというような考えで引かれたんだと思うんですけども、絶対事は足りんわけですよ、ここで止まったところで。私、今日の朝4時47分に用事があり通りまして、後ろからの車はほとんど少ない時間帯でしたので、いつも止まっているんですが、きちんと正式に止まってみようと思って、止まって、右を見て左を見て右を見て出たんですが、3秒ぐらいですよ。右を見たら壁なんですね。あれは擁壁なんですよ。左を見たら公園なんです。だから、前方の交差点の交通、車の行き来なんかは全然見えんわけですよ。そこで止まって、そしてちょっとまた10メートルぐらい、10メートル無いのかもしれませんが、それくらい進んだ所に破線の停止線があるんですが、そこに止まればきちんと左右が見えるんですよ。だから私の考え方は、この質問で2点提案をさせていただいてるつもりでおるんですが、1点は横断歩道をそのまま先に持っていけないかと、基本に忠実に。横断歩道と停止線を持って行って、そして持って行った先の停止線に止まれの表示をすればどうなのかなというのが1点ですね。どうしても、その横断歩道を動かしたくないということであれば、横断歩道の手前にあと2つぐらい横断歩道があるんですけども、そこは当然止まれなんて書いてないんですね。横断歩道、人がいれば絶対止まらないといけない、これはもう止まらないといけないという規制が掛かっていますので、皆さん止まるわけですよ。もう1点は、横断歩道の手前の停止線の規制を外して、先の破線の所を正式な実線にして、ここで止めればいいんじゃないかという気持ちがあるんですよ。それで今日そのあと7時33分に通ったんですが、その時前を1台行って、その方は横断歩道の手前でストップランプが点いたので止まるかなと思ったら、やっぱりそのまま行かれて、先の破線の停止線を目指しているんですね。止まらんで。だから警察だと捕まる話なんですよ。そういう方が非常に多いんじゃないかなと私は思っているんですよ。で、聞きますけども、破線は何のために引かれているんですか。こちらで引かれるんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

破線の停止線につきましては、停止指導線という形で、危ない交差点や、ここは止まった方が良くはないかと道路管理者の方で考えた場合に引かせてもらっています。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

だから言われるとおりに手前で止めても役していないわけですよ、今。だから心配で、また先の方に交通規制が掛からないような停止線を引いているわけですよ。だから、そこで止めれば安全だということで引かれているわけですから、そこを正式なものにして、そこに止まれを書いて、標識を立てて、通常の信号機が無い所の横断歩道と同様に止まれを消していいのではないかと。その答えは多分言えないと思うんですが、そういうことで私は考えるんですが、その考えは間違っていますかね。どうですか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

議員の御質問にお答えさせていただきますが、町長の答弁にもございましたが、本来、公安委員会の方で設置している状況でございます。我々行政の方が勝手な回答はできませんので、警察等からの情報提供いただいた文言につきまして回答させていただきたいと思っております。回答について関連がございますので、今現在の状況についても御説明をさせていただきたいと思っております。現状につきましては、当然団地開発のときに今の現状の横断歩道、一時停止線の方の設置がされております。これにつきましては、先程道路の形状も御説明をいただきましたが、シーボルト大学の入り口につきましては幅員が広く、もみじ公園の出口については幅員が狭いという道路形状がございました。その関係で、あそこの横断歩道を引いて停止線をした当時の状況というのは、あそこがバス路線ということになっておりまして、大型車両の通行の状況が発生すると。その場合に、先程も言われましたちょっと見通しが悪い、あの部分からバスが大きく交差点に入って来るといことで、横断歩道を手前に引いて、大型バスと横断歩道の接触を防ぐという部分が、まず1点あったそうでございます。それで横断歩道を引いて、そこで車については止まっていたかかないと大型車両と接触する可能性があるといことで、一時停止線もそこに引いているという状況でございます。今、お話がありました先の指導停止線につきましては、先程言いました団地開発時に、ここが危険であるという地元からの声があったといことで、道路管理者の方で当時そこに指導停止線を引かせていただいた経緯があるそうです。またこれについて、議員がおっしゃったとおり、前に持ってきて横断歩道を設置して、一番安全な道路環境を作ったらどうかというお話だと思います。これにつきましても、現在、長崎県の交通安全計画の中におきまして、交差点での横断歩道、停止線につきましては、コンパクト化を行うようにするような目的を設置して、現在変わってきている状況でございます。ただ、現在引かれている断歩道、停止線につきまして、これが間違いかということでは、法的には間違いではないといことで現在の状況で今残っている状況です。だから、新しい横断歩道、停止線につきましては、今申しましたとおり長崎県交通安全計画または長与町も同じく交通安全計画の中でコンパ

クト化という形で横断歩道等の設置に向かっている状況でございます。だから16カ所先程お話ししましたが、それもあり昔の横断歩道、停止線の位置がございまして、同じような停止線の位置という箇所が今長与町内ではございます。先程言いました、前に持ってきた方が良いんじゃないかという話でございますが、そのコンパクト化につきましても、今言われたように状況によって変わってくるんですが、現在としましては道路の形状、今言われました幅員について狭くなっていたり、もしくは坂道になっていると、そういう形状等の状況、もしくは、それにつきまして、周りの歩道のブロック等強固なものにさせていただいたりしておりますので、そういうものの変更等伴う可能性もあるということで、当然警察としましては、そういうお話があれば協議をいたしまして、それが可能であれば、今言われたようなことも視野に入れて検討して、公安委員会に諮らせていただきたいという状況になっているということでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

最初の方にお話があったんですが、交差点に入ってくる車の離合をかわすために、ああいうふうに引いたんだということではありますが、これは、私は完全に考え間違いだと思うんですよ。ここが信号機がある交差点であれば、まさにそうなんですが、実際、二中の方に下って行かれて突き当たりの長与駅西側の交差点ですが、これは左右の歩道を連絡するような位置に横断歩道は引いてあるんですね。ただ、言われるようにバスとかが入ってくる可能性があるんで、停止線だけがぐっと後ろの方に引かれているんですよ。それで信号で止まらないといけないですから、その間に入ってきたときに、そういう事態を回避するためということで停止線を引かれているんですが。信号機の無い所は、仮にそこで止まっても、ちょっと進んだときに入ってくる可能性だってあるじゃないですか。だから、信号機が無い所での先程の交差点での交通のかわすというような、そういう意味合いというのはあまり意味が無いんじゃないかなというふうに思っております。私が言いたいのは、現状やっぱり安全と歩行者の利便性等そういったもの、お金が掛かるとか掛からないの心配は私は一切しておりませんが、そういったものを考えて、行政の方で改めて協議をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

先程答弁させていただきましたが、交差点でございますので、交差点の状況と実態を踏まえまして、横断歩道の交差点側への移設等につきましては、当然、その交差点上の横断歩道の安全性をまず確保ができるかという状況で、その位置についても検討する必要があるというふうに私たちも考えております。先程から言われている場所につきましては、道路形状が坂道になっておりますので、そういう面について、形状の変更等がで

きるか、そういうことも検討しながら、形状が変更できれば、そういう安全性が保たれるという意味なんですけれど、そういうところを検討させていただければ、当然警察署の方と協議に入っていくべきものだと考えておりますので、そこについては、検討させていただきながら、要望を上げていきたいというふうには思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。現状の横断歩道がこれが一番安全なんだとおっしゃられれば、それはそれで残されて良いと思うんですが、より安全を確保するために改善が必要ではないでしょうかという質問をしておりますので、もし変えることがより安全につながるんだということであれば、是非そのような協議を進めていただきたいということで思っておりますが、改めてそこだけ答弁いただけますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今、おっしゃったとおりでございます。設置者につきましては、先程言いました公安委員会という形になっております。行政としましては、協議を行っていくということで対応させていただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これで浦川圭一議員の一般質問を終わります。

場内の時計で、13時まで休憩します。

（休憩 11時32分～13時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、吉岡清彦議員の①高齢者対策について。②都市機能を形成する道路のあり方について。③選挙管理委員会のあり方についての質問を同時に許します。

13番、吉岡清彦議員。

○13番（吉岡清彦議員）

昼からの一般質問に入ります。その前に町長のお母さんの御逝去ですね、本当に心よりお悔やみ申しあげます。また平成最後の選挙で私たちも上がってまいりました。令和の時代に対して、心新たな気持ちで取り組んでいくつもりでございます。皆さん方の御指導方をよろしくお願いいたします。

質問に入ります。その前に大きな②の3のところで大津市の事故があるわけですが、ここは悲惨な事故とありますけども、悲惨な交通事故と、交通を入れてください。ちょっと私が入れるのを忘れておりましたので、悲惨な交通事故ということでございますので、何の事故がひょっとしたら分からないと思いますので、よろしくお願いします。

まず①の高齢者対策でございます。時代は人生100年の超高齢化社会へと進んでおりますが、幸福度日本一を掲げる吉田町政において、どういう政策で対応していくのか、以下質問をしてみたいと思います。（1）地域全体で高齢化社会となっていく中で、資源化物の拠点収集のあり方が問題となっておりますが、どう対策をとっていくのかですね。

（2）健康で長生きする目的として長与町健康のまち宣言がスタートしました。どのような対策で住民とともに歩いていくのか、取り組んでいくのかですね。次が大きな2番、都市機能を形成する道路のあり方でございます。（1）狭隘な道路や歩道の改良などにどう取り組んでいくのか。（2）団地の道路で大型団地が幾つかあるわけですが、目の前に道路があるのに緑地や歩道で遮断されてる所が2団地あるように思います。救急、緊急事態に即応できないと思われませんが、その対策はどうしていくのか。（3）大津市で児童を巻き込む悲惨な交通事故が発生しました。我が町でも起こる大事故だと思っております。そこでその対策として横断歩道の信号待ちの一带に強固なガードレール、コンクリート製などですね。鉄でもいいですけども、設置する必要があると思うが、その対策はどうなっていくのかですね。大きな3番、選挙管理委員会のあり方について。地方議会や議員の人材不足あるいは投票率の向上対策など、選挙に関することが全国的に話題となっております。本町でも例外でないように思われます。そこで以下について質問いたします。（1）投票率の向上対策として、いろいろやっておられますけれども、移動投票も考えるがどう思うか。どう対策を取っていくかですね。（2）として、無投票となった場合でも、有権者へ候補者の公約を知らせる必要があると思うが、委員会としてどういう責務がこれに対してあるのかないのかですね、これは議会体としても当然あることですが、その点ですね。3番目として、供託金制度などを取り入れて、町独自の選挙制度に取り組む必要があると思うが、今後のあり方はどう考えておるのか。

以上、大きな項目3点ですね、よろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは吉岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお、3番目の御質問につきましては、所管をしております選挙管理委員の方からお答えをさせていただきたいと思っております。私の方からはそのほかの質問につきましてお答えをいたします。

1番目1点目の地域全体で高齢化社会となっていく中で、資源化物の拠点収集の対策についてという御質問でございます。資源化物の拠点回収につきましては、地球温暖化対策をはじめ資源の有効利用やごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図ることを目

的としておるところでございます。また、地域コミュニティづくりの活性化の場として、町民の皆様及び自治会の御協力をいただきながら月1回の収集を実施をさせていただきまして、ごみの減量化そして再資源化を図っているところでございます。町の高齢者等の世帯の増加を踏まえた対策といたしましては、平成17年度より高齢者等支援事業をスタートさせまして、平成27年7月より対象者の範囲をさらに広げ、事業の改善を図り運用をしているところでございます。また、新たな高齢化社会への対策といたしまして、一部自治会で実施をしていただいております自治会内の世帯回収サービスについて町として御支援ができないか、また見守り活動などと連携したサービスができないかなどについても研究を行っている状況でございます。今後につきましては、各種機関との情報の共有と連携を図りながら、高齢者の皆様が地域の皆さんと共に安心して生活できるよう、地域のコミュニティづくりの活性化を図りながら、町民の皆様と自治会と町との協働によるまちづくり、地域づくりを進めてまいりたいとそうように考えております。

次に2点目でございます。健康で長生きするための対策との御質問でございます。町民が生涯にわたって心身ともに健康で暮らせるよう、本町では妊婦から高齢者まで切れ目のない健康づくりを行っております。健康づくりの基本は、長与町健康のまち宣言で掲げましたとおり、まず健診の受診、それから食生活、運動、休養、地域での健康づくりなどがございます。高齢者の健康は若いときからの生活習慣が影響します。そのため早い時期から健康に関心を持ってもらえるよう母子保健事業の中で健康相談や調理実習などの健康教育を行っておるところでございます。また、住民が自らの健康状態を把握し、生活習慣を見直すことができるよう、二十歳以上になると検診の受診機会が無い女性や国保加入の男性は一般健診、そして40歳以上になると特定健診やがん検診が受診できまして、健診結果によっては個別指導や健康相談を実施をしておるところでございます。昨年度からは健康にあまり興味がない方への取組事業として、二十歳以上を対象に健康ポイント事業を行いまして、800人の方が参加され、現在新たな参加者を募集し事業の拡大を図っておるところでございます。一方、地区組織活動といたしましては、母子保健推進協議会や食生活改善推進協議会、健康づくり推進協議会、健康ながよ21推進専門委員会等の住民による健康づくり活動が展開をされております。主な活動といたしましては、子育てサロンの開設、保育所での食育活動、運動教室への開設、ヘルシーウォーキング大会の開催、小学校でのブラッシング指導、自治会での健康料理教室などなどを行っておるところでございます。昨年度は延べ1,213名の推進員が、延べ6,820人の住民の方々の健康づくりを支援をしておるところであります。そのほか地域住民のボランティアによるいきいきサロンが開設され、高齢者の健康づくりに大きく貢献をされておるところでございます。しかしながら、健康づくりは急に結果が出るものではないでございます。これからも健康のまち宣言の普及を図るとともに、健康づくりボランティア団体をはじめ自治会、学校、医師会等と、より一層連携を含めまして、健康寿命の延伸に向けて正しい情報の発信と健康づくりの環境整備に取り組んでまいります。

次、大きな2点目の都市機能を形成する道路のあり方ということでございます。まず1点目の狭隘な道路や歩道の改良という御質問でございます。町道につきましては、道路の広さ大きさに関係なくひび割れ、穴あき等の路面の状態や通学路に指定されているなど利用状況を考慮し、自治会、コミュニティ、また学校などの各種団体等の要望を踏まえまして修繕改良を行ってまいりたいと考えております。また、町道以外の農道あるいは里道、ほかにも建築のための道路などにつきましては、利用者への原材料支給や作業員による補修など、道路種別や道路現場に応じた対応を今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。次2点目の緑地や歩道で遮断されている団地内道路の緊急時等における対策はどうかという御質問でございます。当該地区付近にお住まいの方は、団地造成時に道路形態が完成しておりますので、道路が遮断されていることにより通過交通が少なく、静かな住宅環境を求めて来られているものと思っております。また緊急的な対応が必要とされる救急消防、警察においては、平時における道路状況確認や調査訪問などにより緊急時の対応というのは既にできているものと判断しております。そのため今後も自治会や付近住民などからの御意見をいただきながら、各関係機関と連絡を密にとって進めてまいりたいと考えております。

次に3番目の大津市での園児を巻き込んだ交通事故を踏まえ、その対策はどうかという御質問でございます。議員御指摘のような交差点は、町内に数多く存在しております。そのうち特に重要な交差点というのはやはり国県道に多くありまして、町単独での早急な対応は大変難しいというふうに考えております。しかしながら、交差点における安全対策は喫緊の問題として国県の動向等々を伺いながら、必要な箇所においては、県、警察、地元の方々と協議を行ってまいりたいと考えております。また大津市の事故後すぐに各学校、保育園等に啓発を行ったところでございます。ほかにも運転者に対しても交通ルールの徹底、運転マナーの向上を求めるよう交通安全運動などでの啓発活動を行っておるところでございます。以上で私の方のお答えを終了させたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

辻田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（辻田壯太郎君）

長与町選挙管理委員会委員長辻田でございます。久々の議会で非常に緊張いたしております。よろしくお願ひします。それでは13番、吉岡清彦議員の③選挙管理委員会のあり方について。（1）投票率の向上対策として移動投票も考えられるが、どうかという質問につきましてお答えをいたしたいと思ひます。御質問の移動投票につきましては、投票環境向上策の一環であります。全国的に見ると、主に投票所の統廃合等を要因として、投票所が今までよりも遠くなるなどの理由等でございます。投票の機会が失われることがないように、代替策として導入されているところでございます。県下では五島市、それから平戸市、対馬市の3市の選挙管理委員会がこの移動投票の方法を実施しているところでございます。本町の9か所の投票所につきましては、各投票所の有権者数や

それから投票所までの距離等を勘案いたしましても、統廃合をする考えはございません。現在のところ移動投票を導入することはまだ考えておりません。投票率向上対策といたしましては、今後とも恒常的な啓発活動を行いますとともに、投票環境の改善など必要に応じた取組を行ってまいりたいというふうに考えております。（２）無投票となった場合でも有権者へ候補者の公約を知らせる必要があるかと思うが、委員会としての責務はどうかという質問でございます。選挙管理委員会では、公職選挙法及び選挙公報の発行に関する条例に基づき、町議会議員及び町長選挙ごとに1回選挙公報を発行することといたしておりますが、当該選挙が無投票となった場合、公職選挙法に基づき選挙公報の発行を中止することとしております。この選挙公報は、候補者の政見等あるいは公約を選挙人に周知いたします。選挙人が投票するに当たって、判断材料を提供するために発行するものであります。選挙が無投票となった場合には、選挙公報の発行の目的に照らせばその必要があるとは考えておりません。選挙公報とは、公職選挙法では167条から172条の条文で成り立っております。172条の2につきましては、任意制の選挙公報が発行できるという条文でございまして、この任意制といいますのは、都道府県の議会議員、市町村の議会議員及び市町村長の選挙公報を先程申し上げました公職選挙法の167条から171条に準じた形で条例を制定すれば発行ができるということでございます。現在、県内の町では長与町と時津町が選挙公報を発行しているということで御理解いただきたいと思っております。公職選挙法の171条につきましても、無投票の場合には選挙公報を中止をするということになっておりまして、当然ながら本町の条例につきましても、公職選挙法のとおり中止をするということでございますので、御理解をいただきたいというように思います。次に（３）供託金制度などを取り入れた町独自の選挙制度についてという御質問でございますけれども、供託制度は選挙の妨害や売名等の不正な目的を持つ候補者が乱立することを抑制するために設けられた制度でございまして、町村の議会議員選挙の場合を除き、立候補届出の際の供託が義務づけられております。現行の公職選挙法につきましては、町村議会議員選挙における供託制度は規定されておられません。町独自にこの供託制度を取り入れることはできないこととなります。先程選挙公報で申し上げましたが、この供託制度の中に任意制の条文がございませんので、あくまでもこの公職選挙法にのっとりた形で市町村の供託金はないということで御理解いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

1番の高齢者対策ですけれども、この資源化物の、私はもう初めから、導入したときから大変なことになってくるんだっていうことをずっと言ってきたわけですが、確かに自治会とか、その協力体制ができてから確かにいいわけですが、9月議会かな、地域性とかあるいは高齢者とかいろんな形で変化しつつあるから、今後の課題と

して取り組む、研究していくということも言われておりましたので、何かその後、研究検討して新たな気持ちで取組をやってきたのかなって気持ちでおるわけですけども、今、確かにできるところはできるでいいわけですけども、だんだんだんだん御存知のように自治会にしてもなかなか役員の構成が難しいとかいうことになりつつあるわけです。これはしょっちゅう言っとるわけですけども、担当がしょっちゅう吉岡同じことばかり言いよると、分かってると思うけども。ここはやっぱり町の仕事としてのごみの収集、いろんなそのような収集というのが責務があるわけだから、委託してそれでいいかという、なかなかそうじゃないような気がするわけね。だから今から先のこと、高齢者対策のあれは当然私も知ってます。これがあるのは。しかし、だんだんだんだんそれが増えてくるわけですよ。しかしまたその申請をしなきゃならないとか、いろんな形でそういう難しさがあるわけですね。だからそういうのはやっぱり行政側でそうしなくてもいい対策をして欲しいというのが私がずっと言ってるわけですね。こういう制度があります、こういう制度があります。確かに制度はあって良いんですよ。しかし、それは今度はいろんな縛りがあるわけだから、何級以上とか、いろんな問題あるわけだから、そういうのを早目に把握して町独自がやっぱりまた新たな高齢者対策をしていくのが必要じゃないかというのが常に言ってることですけど、今までずっとそのとおりで、今からも行くつもりなのか、また同じことになるか分からんけども、再度お尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

町長の答弁の方でも御説明をさせていただきましたが、今現在、自治会内の回収を自治会の役員とか会員が10自治会で個別回収というサービスをしていただいております。これは本当に非常にありがたいことだと思います。そこに当然その声かけをしていただいたりとか、元気ねとか、そういうふうな声かけとか、安否の確認とか、そういった活動も自主的にしていただいている自治会もございます。こういった活動をもう少し助成等も含めて拡大ができないかというのを今念頭に置いております。現在10自治会で実施をしていただいておりますが、これをもう少し皆さんにPRをして、もう少し拡大ができないのかなというのを考えております。それと議員が以前からずっと言っておられます新聞とか雑誌は非常に重たいと、拠点回収場所に近い方はそうでもないんですが、遠い方もおられると、そうなった場合当然御負担が大きくなるっていうのは、もう私も十分理解してるところです。そういった中で今後高齢者がだんだん増えていくという中で、やはり長年この拠点回収っていうのが、分別の徹底ですね、再資源化とか、減量化の意味を含めてそういった指導的なものと、その地域の住民の方の触れ合いの場と言いますか、そういった観点でずっと進めて継続してまいったわけですが、今後、拠点回収とそれから議員がおっしゃってるステーション回収、こういったものの併用ですか、両方できないとか、そういったものについて今研究をしているところです。当然そういうふ

うな大きな収集の方法が変わるとなりますと、収集業者の組織の問題、人的な問題、いろんなものがございます。そういった中で、今、業者ともいろいろ先を見据えた協議をしているところです。そういったものも研究をさせていただきながら、然るべきときには判断をして併用をするのか、全部切り替えるのかとか、そういったものも今後は十分に精査をして進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

よろしくお願ひしたいと思います。町長に直接あれなんですけども、町長のお父様、お母様、高齢者だったわけですね。そういう人たちに、おやじ、おふくろ持っていけとか、やっぱりいうのは私は大変酷とは思うわけですね、はっきり言ってですね。やっぱりしかしそれをやっぱり町長がさせるということは、やっぱり良くないとずっと言うてきてるわけですね。ちょっとこういう亡くなったときに言うのは大変なんですけどもね。しかしこれ町民全体の高齢者のためなんですから、そういう今出てるようなことを入れながらお願ひしたいと思っております。

また、2番目の（2）ですね、健康のまち宣言を2月にやって、私も聞きに行きました。私自身も3月に長与病院の本多院長に来ていただいて、長与ニュータウンでそれこそまたこれに基づいた講話をしていただいたわけです。だから今度は6月には歯医者に来ていただきます、ニュータウンに。7月には中尾クリニックの院長にまた来ていただいて、これは健康じゃないですけど、先々の人生観というか、死に向かっていく準備なんかのそういうまたやるつもりでお願いしてますけども、だから、町はいろいろやってるのはそれは私も分かってますね。あとはどうやっていろんな人たちが、本当にこういうのがあってることに対して全住民がやっぱり、確かにもう栄養というのは、どういう栄養がいいとか、どういう食べ方がいいとか、あるいはこういう健康のあり方、スポーツがいいとか、いろんな誰でも知ってるわけです。しかし、それを今度はどうやって住民と一緒にやっていくのが次の課題じゃないかっていうのが私の心配事です。たまたま私がちょっと資料を見ておったら、新潟県では県として病院より歯科の受診を推進し、口腔ケアに力を入れたことで寝たきり老人が減少し、医療費を大幅に削減することに成功した事例があると。これを見たので、事務局の方にお願ひして取り寄せていただいた健康の町の1つのあれですけども、受診ですね。それは新潟県が平成20年7月に新潟県歯科保健推進条例というのを県が作ってるわけですけども、私が言いたいの、こういうのは町独自でも考えていっていいんじゃないかというのが、私の取組姿勢に対するあり方をやっていいんじゃないかって、これによって子どもの虫歯がものすごく減ったとか出てるわけです。私もこれからまた研究していくつもりですけども、そういうことでこの健康宣言の中にも、町独自でも自らの健康に関心を持ち、健康診断を進んで受診しましょうということを書いてるわけですね。当然だから言われたように、い

ろんな健康診断があるわけですが、そういう中に歯科、口腔ケアや私も6月に先生に来ていただいてニュータウンでやりますけども、そういうのを町の方でも何か、あんまり口腔ケアについてはあんまり推進策が無いように思うわけですが、何か町独自にやっぱりそういうのに取り組む姿勢を、条例なら条例でもいいわけですよ。何か対策に取り組む気持ちがあるのか、無いか、ちょっと質問します。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

吉岡議員の御質問にお答えいたします。歯科健診、口腔ケアにつきましては、健康ながよ21と言う健康づくり計画の中に一応盛り込んでおります。そして、それに対する対策といたしまして、現在、歯周病疾患検査というのを行っております。これにつきましては、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に実施しておりました。今年度から新たに30歳、そして妊婦の方というの追加して、対象者の幅を広げておる状態です。ただし、この歯周疾患の受診率というのが非常に低い状況にあります。平成29年度は5.2%という状況で、個別の通知をしてるんですけども、なかなか伸びないというのが課題として上がっておりますので、今後、このところをもう少し力を入れていきたいと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

今、確かに内臓とかなんかの受診率はものすごく向上アップで、いろんな形で我々も知っておるわけですが、その今口腔ケアについての、なんかどういう形で住民にPRというか、それは全住民を対象として今のはなってるわけですか。ちょっとそのところを再度お願いいたします。そのPRをですね。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

先程申しました健診は決まった年の方を対象に実施をしております。ですから全住民の方が歯周病疾患の対象というわけではありません。繰り返しになりますけども、その対象の方には個別の通知を全部出してるという状況にあります。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

何らかの策で今30歳まで下げるとか言ったですかね。ほかの健康健診と同じように40歳、50歳、60歳、30歳、そのときだけでなくして、それがオーバーしてもできる策としてはなっていないわけですか。ちょっとそのところ、できるようにできない

わけですか、それこそ。そのそういう改善策とかなんとか、今の制度をよりフリーにできるシステムにするとか、そういう考えがないか、ちょっとお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

特定健診の中であるという方法もあるかと思うんですけども、現在当町においてはそこの方は取り組んでおりませんので、そこも合わせて検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

町長も健康のまち宣言をしてるわけですので、なってからの治療よりも予防が大事というのが、当然、御存知と思います。そういうことからすると今の担当の方もそういう気持ちで姿勢があるわけですけど、町長の気持ちをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

新潟県の話出しましたが、長崎県も日本一健康長寿の長崎県にしようというふうなことです。当然、長与町もそういった形で一緒になってやっていきたいと思っております。その中でさっきおっしゃいました口腔ケアというのも大事だと思うんですね。それぞれ皆大事だと思うんですね。その中で健康づくりという形で、今ポイント事業制度やっております。こういったのを見ますと、本当に体の状態が良くなって来てるんですね。データとしてはっきり出ております。そして、こういったことをやることによりまして、いろんな保険料が下がったりとか、いろんなものもできますので、町としてもその辺りは今後とも所管と一緒に研究しながらやっていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

健康のまち宣言ができたわけですから、それに向かって、もうしたけんと言うだけでなくして、住民がこういうのがあるんだなっていうことで分かっていけるように、より対策をお願いしたいと思っております。

2番目の都市機能の道路、当然これも今までもずっとお聞きしてきとるわけですけども、（2）のはっきり言うて緑ヶ丘とサニータウンなんか、道路が遮断されて、確かに緑地があって車が通らないから静かで良いと思うんですけども、いつも通るたびに緊急、救急の車がうろうろするそういう可能性があるもんですから、確かに住民の意向も大事でしょうけども、何か行政体として都市機能のあり方を研究する部門でこういうの

が、おかしいよってというのは出てこないのか、ちょっと担当の方からお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

議員の御質問に御答えします。今のところ不自由をしてるとか、そういった話では自治会とか、地元の方から話は上がっておりません。ただし、町長答弁でも述べましたとおり、連絡を密に取って状況をお伺いしながら、その話については進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

確かに住民がおられてそこがなっておるわけだから、それに基づいて入って来たという人も確かにおられますので、強制的なことできないか分からないけども、しかし、何でも一緒、事故が起きてから遅いということは何でも対策を後追い、後追いになって何でもやっていくわけですね。しかし、それからすると救急車がそこに来てるのにまた回って、こう来てこう行きよったとか、やっぱりそういうことが当然出てくるかも分からないんですね。だからそういうことで私も心配してやってるわけです。いろんな角度から研究をやってもらえればと思っております。

それと（3）番の天津市ですね。これは町長の答弁では、またこれよく皆さん方も国とか県等の指示に従ってとか、そういう言葉を使うんですけども、自分たちはさっきの条例も一緒ですけども、こういうことに対策もすぐ対応するんだっていうそういう姿勢がなからんばいかんわけですよ。県道や国道であれ自分たちからこういうところはこういう危険性があるからやってくれて、そういう姿勢をしない限り、県の指示待ち、職員が皆そがなってくるわけです。国の指示待ちってね。1番やっぱり今、児童生徒が多いのが役場前の横断歩道ですね。渡って向こうに行く、団地に行く、あそこはぞろぞろおるですね。やっぱり1番あそこが危険と思うわけですよ。だから自分たちで町道であればできるわけですから、僕が言ってるの分かりますかね。そこに横断歩道がある、今もうスムーズにぱっと走れるようになってる。そこにこういう強固なものを頑丈なものを立てて、だから天津の場合でも誰か専門家も、僕はあんまりテレビ見ないからあれなんですけども、当然、車はもう動いてるからがっちゃして、そこで止まればいいけどやっぱり入ってくる。そこにそういうガードレールがあれば、強固なガードレールがあれば、そこまで入って来なかったという論法じゃないかと思うわけですね。そこで止まるわけです。ガードがあるわけだから、だからそこに1つ横断歩道のところに3本ぐらいして向こう側と向こう側と、そういうことを自分たちで、町長も考えないし、あんた達も考えないわけですか、全然考える事ないわけですか、ちょっと担当の方。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

危険な交差点とよく言われてる部分だと思いますけど、それについては今調査をしている部分もあります。国、県の動向を伺うという部分については、対象とする所をどこまでどう上げるか、どこまで最終的にハード面で整えるかという部分が、まだ正確に出ていない部分があります。そのため町として単独で動くというのはちょっと難しいのかなという部分で町長が答弁をしたものになります。今後についても調査を今現在行っている部分もあります。現状そのハード的な部分としてガードパイプ、ガードレール、こういったものを作るというのは、全ての交差点っていうのはちょっと現状難しいのではないかと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

全てのものにせろとは言っていないわけね。やっぱり1番児童生徒が多いのが今あそこでしょうが。役場前のすぐ橋のだけでもやっぱりね、やっぱりそういう気持ちにならなければいかんと僕は思うわけね。ああいう事故があったわけだから、どうやってそれをカバーする、どがね、交通整理を置いてるとか、学校に言ってとか、先生がそこにおってとか、旗持ってとか、もう車は止めきらないわけだから、そうするためにこういうことを言ってるわけですね。子ども達を巻き込んだら、それこそどうなるんですか。今調査中だったとか、検討中やっただ済むんですかね。これがね。町長もやっぱりそういうのは答弁読むときにもうちょっと考えろってやっぱり言うごとなからなければいかん。どうなんですか町長、はっきり言うてね、町長の責任ですよ、あるいは教育長とかね。教育長もそういうことを言いきらなかったとか、なってるわけですから、もうちょっと真剣に答えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

お答えいたします。今現在ガード、ポール、議員おっしゃるとおりポールのでかいのを歩道の所、ちょっと横断歩道の所に建てればそれで止まるんじゃないかということで、今そちらの方の耐久性等々を今現在研究中でございます。また、横断歩道を直進の所は、横断歩道を子どもたち及び住民の方が渡るそこを車が行くみたいな感じで、ちょうど派出所の前が昼間は歩道だけが全部青になって、車道を車が通るときには歩道は全て赤になっているという所もでございます。そちらの方も安全対策としてどちらがいいのか、その方策につきまして現在検討中でございますので、それも含めて、今後、進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

やっぱり考えがものすごい甘いわけですね、やっぱりね。当然全部やってもいい、しかしお金が掛かるのは分かる、しかししょっちゅうはない。しかしメイン道路、やっぱり2車線あるし、向こうからも入ってくる、それこそ向こうが左折する、こっち来る、渡って今度は直進車が歩道に来る、待っている人に来る、そがんとあり得るわけです。しかし直進車が来て、手前の方のガードレールに当たればそれは止まるか分からないけれども、横断歩道んところはもう空間だから、そがん何かこうふにやふにやしたパイプで止めとったって、それは全然役立たない、はっきり言ってね。だからすぐ、ああいうのがあったときに自分たちがこういう場所でどうするかちゅうのがあんたちの役目なんですよ。県がせろ、国がせろってね、警察庁の長官も対策が必要だと確か言ってるはずと僕は思います。そういうものについての。だからもう自分たちの方からこれに向かって子どもの安全策をどうするかって、教育委員会なんかも子どものために何かしてくれとか言うて稟議書か、何か対策部会議して町長の方に何かそういうのをしてくれとかいうことはしたんですかね、ちょっとお聞きします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

対策についてお答えいたします。先程御指摘がありましたハード面で何か防御できるようなものをとというふうなことを、教育委員会の方から所管の方に上げたことはございません。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

それであんたたちはそこに座っとたらだめなんですよ。もうちょっと考えてからどうしたら子ども達のためになるかということを考えなくちゃ。こういう事故が起きてるわけだから。そのためにそこに座ってるわけだから、それが自分たちの役目だから、町長にどんどん言うていって、安全面を頼みますって、対策をお願いしますって、確かに事故は相手方の両方のことだから、子ども達に関係ないか分からんけど、しかし、実際は被害は子ども達たちとか歩行者に来るわけですよ。町長もそういうのをすぐ指示するように気持ちがなからんと、それが幸せな幸福度日本一を作る町長の役目なんですよ。町長どうですか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員がおっしゃることはよく私も認識しております。特に子ども達を通る道につきま

しては、本当に長与町の学校の先生方をはじめ、自治会の方々とか、老人会の方々とか、本当によく対応を図っていただいております。長与町はそういった意味では事故が大変少なくなってるというようなことになってるかと思います。そしてもう1つハード面も大事ですけども、ソフト面としては、交通安全キャンペーンとか、そういったものは結構やっております、その中で交通マナーを守るという交通違反を起こすこととか、あるいはそういった歩道に突っ込んで来るような運転をする人とか、そういったものが無いように啓蒙活動も結構多くいろんな機会を通じて行っているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

まだ分かってないんですね。公道はどこの車でもどこの県からでも来るんですよ。長与の町民だけが啓発運動をやって、それだけが運転手は違うんですよ。トラックが来たり県外から来たりとか、急いでいる人もおるか分からない。あるいは道が分からずにひよっとしたら脇見運転するか分からん、やっぱりそういうののために防護柵を全部をせろとは、当然できることないわけだから、まずは危ない、1番大きい、子どもたちが多いあそこなんかから順位を決めていってやるべきじゃないかって、その交通ルールを守るとか、誰だってそげんとは頭にありますよ。よその県の人でもそういうことをやるわけだから。だからそれをどうするかっていうのが皆さん方の役目なんですよ、はっきり言うてね。そこに座ってる人たちの、だから役目を果たしてないことになるんですよ、はっきり言うてね。だから、もう少し考えてから早急に対応をする。そういうことをやっていくべきじゃないかと。その交通ルールを守ろうとか、キャンペーンをすれば、そういうことで交通事故が減るわけじゃないわけですから、部長はそういうのにどうですか、対策は。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

お答えいたします。議員御指摘のとおりだと思っております。横断歩道の所ですね。ちょっとあそこはどうしてもオープンになっておりますので、そこに何かというところでございますが、先程答弁いたしましたとおりポールを大きいのをポールを建てようと今考えてるんですけども、そのポールどのくらいの大きさにすればいいのか。その耐久性ですね、それと歩道と車道の間が段差がありますので、あれに当たると、若干ジャンプすると、その高さをどんくらいにすればいいのかと、その辺も考えてまいりますので、その辺を含めたところで対応をしていきたいと、場所についても選定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

確かによろしく。自分達の仕事だから。

あと3番目の選挙管理、これ当然法案に則ってやるわけですので、余りこちらの方もしかし、こういうものは町独自で何か取り組む姿勢もできるかなっていうのもまたひょっとしたらあるんじゃないかということで、分かってながらあり方をお願いしてきたわけですけども、確かに移動にしてもいろんな名簿とか、何かの有権者のあれなんかもあるから、いろんな管理面で大変なのは分かります。しかし、できる限りなんか投票率の向上を一生懸命しとるわけです。しかしそれじゃなかなか上がらない。はっきり言って人口、有権者おります。しかし、行きたいけども、やっぱり投票所は遠いとか、ニュータウンでも1か所あります。しかし、やっぱりちょっと遠方になると、やっぱり行ききらないわけです。はっきり言ってね。ニュータウンの中にあるんですよ。あるけれども行ききらないんです、はっきり言うてね。そういうのもやっぱりあってどうにか向上策ができないかっていうのが、一緒になって考えていければなということでしたわけですけども、難しいのは難しいって私もそれは初めから分かっているけども何かできないかっていうのが気持ちでございます。それと2点目の有権者の責務も選挙じゃないわけだから、何か違う方法でのあれがないかなとか、またね、僕なりに無知なところで質問しよるわけですけども、1つの法があつての中での運営だから、選挙じゃないから確かに何らかの方法ができないかなというのが気持ちやっただけども、当然我々の今度は議会体として、今度はあとはそれは自分たちで研究していく部門じゃないかとそれは思っております。それとの3番目の供託金、僕が言っているのは供託金だけじゃなくして、何かそれこそ選挙制度の中で、長与町独自の、結局いろんな講演なんかでもその歯科条例なんかでも自分達で考えて作ってきてるわけですかいいね、これがね。たまたまこれは歯のことですけども、だから選挙に関してでも自分たちで、長与町独自の選挙制度に向かって、こういうものがすれば改善策ができるかなっていうのが、もし供託金制度だけでなくしてできないかなというのが私の考えなんですけど、何か委員長のそういう今までの経験の中でこういうものに向かってはいけるかも分からんけど、ちょっとまだハードルが高いとか、何かそういうのがあったらお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

まず私の方からお答えさせていただきます。選挙といいますのが、公職選挙法に基づきまして適正な選挙を行うと、この選挙に関しては、関係法令の中で事細かに規定がされておまして、厳密に言いますと、我々選挙を司とる者に関しても、そこに従わなければ選挙そのものが無効になるというような非常に厳しい中で取り組んでおります。そういった中で、独自の選挙制度というのが確かに考案的には良い考えがあるかと思いますが、なかなか関係法令との擦り合わせであるとか、選挙そのものの無効との関係性

とか、こういったところと照らし合わせながら慎重に考えていく必要があるところでございまして、今のところちょっとその辺思いつくところがないところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

確かに法の中での厳しい、確かに不正が起きたらいけないし、また問題がおきたらいけないから、そういうのは分かっております。じゃあ私の心配する交通問題なんかも対策をしていく。やっぱりだから、子どもを預かる教育委員会もやっぱり真剣に考えて何かがあったときにやっぱり積極的になるかならんか別にしてやっぱり取り組んで、委員会全体でやっぱり行くのが僕はいいいんじゃないかって、それがやっぱり教育長以下、教育メンバーの姿でないかと思うわけですね、そういうことで、これからもお願いしたいと思います。終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで吉岡清彦議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時10分まで休憩します。

（休憩 13時54分～14時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、安部都議員の①子ども・子育て・教育支援策と安全対策について。②高齢者が幸せを感じるまちづくりについての質問を同時に許します。

6番、安部都議員。

○6番（安部都議員）

皆様こんにちは。安部でございます。それでは質問を開始いたします。2つ大きな項目がありますので、1問目、子ども、子育て、教育支援策と安全対策についてお聞きいたします。幼児教育、保育の無償化を実施する改正子ども子育て支援法が成立をいたしました。消費税増税に合わせ今年10月より施行をされます。政府は、対象者を年間300万人と見込み、子育て世帯への支援を実施する予定ですが、多くの課題が山積しております。また、子育て支援策として、全国で小中学校の給食を無償化する動きが広がっています。よって次のことを質問いたします。1点目、幼保無償化が施行されるに当たって、本町の財源など含め、お考えをお聞きいたします。2点目は、施行に当たっての町の課題が何か予測されるのかお伺いいたします。3点目は、全ての子供に平等に対応するのが望ましいことですが、保育の質の安全性の問題も指摘されます。国の基準に満たない認可外保育所も無償の対象とされますので、本町での対象が今後どれくらいの見込みになるのかお伺いいたします。4点目は、小中学校の給食無償化の考えはないのかお伺いいたします。5点目に昨今、保育所の園児や学童の命と安全が脅かされる交通事故等が全国で多発していますが、交通事故防止などの撲滅のための町の対応策につい

てお考えをお聞きいたします。

大きな2点目です。高齢者が幸せを感じるまちづくりについて。本町の高齢者は1万488人で高齢化率25%となっております。年々少子高齢化のピークに近づいてきています。お年をとられた方々から依頼や願い事をされますが、その1つに高齢者の生きがいとなる居場所を作って欲しいと懇願されます。ほとんどがひとり住まいの高齢者ですが、そんな高齢者は毎日どこかに出かけ、一見お元気そうだと拝察いたしますが、しかし、いざとなったら不安、寂しい、ゆっくり話し相手ができる居場所が欲しいという声をよく耳にいたします。特養待機者等も含め本町でのひとり住まいや老老介護をされてる方に対し、安心していつでも自由に行きたい時に、ゆっくり過ごせる拠点場所として、空き家等利活用または待機者の居場所づくり、幸せづくりのお手伝いがないかと考えますが、町の見解をお聞きいたします。答弁よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、安部議員の御質問にお答えをいたします。1番目4点目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは、そのほかの御質問に対しましてお答えをいたします。まず1番目1点目でございます。幼保無償化に対する財源を含めた町の考え方という御質問でございます。この幼児教育、保育の無償化は少子化対策の一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ること、また、生涯にわたる人格形成への基礎を培う幼児教育が非常に重要であるということから新たに制度として発足したものでございます。費用負担につきましては、これまでと変わらず国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担することになりますけれども、令和元年度につきましては、無償化に伴い新たな負担増となる費用に限り、国が全額負担するというようになっております。令和2年度以降は、今年10月に引き上げられる消費税増税分が町にも配分されるため、国の見解といたしましては、町の新たな費用負担は発生しないとのことですが消費税増税分がどれくらい入ってくるのか。また、どれだけ子育て支援施策に充てることができるのか、見えてこないところがございます。本町におきましても、幼児教育、保育の無償化は、子育て世代にとって大きな経済負担の軽減策で少子化対策に通じる施策であると考えております。また、無償化となる施設やサービスが多岐にわたっておりまして、利用者の多様な働き方にも対応できることからしますと、今後ますます保育ニーズは増えてきて、その分費用負担も増えていくのではないかとこのように考えております。

2点目の幼保無償化の施行に伴う町の課題は何なのかということでございます。無償化に伴う町の課題といたしましては大きく2点ございます。まず1点目は、先程申し上げました費用負担の増加でございます。もう1点は、それを制度化してやり始めますと、無償化に伴う事務の増加があります。この2点です。無償化の対象となる施設やサービ

すが、保育園、認定こども園、幼稚園等に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーポートセンター事業、障害児通所サービス等多くの分野にわたっておりまして、町が無償化となる実務を担わなければならないわけでございまして、そしてまた、さらに厳しいのは施行日までの準備期間が非常に短いというところが、事務の増加の要因でございます。具体的にはシステムの改修や例規の整備をはじめ、無償化となる対象施設の把握と確認申請の受理及び審査、予算の計上。さらには無償化の対象となる世帯への周知並びに認定申請の受付と審査など、わずか4か月足らずで準備を完了しなければならないということでございます。また、施行後におきまして、施設やサービス事業者からの利用料の請求受付をはじめ、給付事務が新たに発生するなど、継続して事務量が增大することが見込まれておりまして、人員体制についても、もう一度検討しなおさなければいけないのかなと危惧しているところでございます。

3点目の認可外保育所の対象見込みについての質問でございます。町内の認可外保育所につきましては把握できております。しかし、町外の認可外保育所に通われている世帯の把握については、まだこれからの作業でございます。無償化の対象になると思われる認可外保育所につきましては、届出先である県におきまして現在精査が行われておりますので、決定次第に周知を図り、認定申請をしていただくことになるかと思っております。よって認可外保育所の対象見込みについてはこれから試算を行う予定でございます。

続きまして5点目の園児や学童の交通事故防止と撲滅のための対応策ということでございます。最近の対策といたしましては、重要な通学路における歩道と車道の分離が難しい道路の歩道相当部分にはグリーンベルト、つまりカラー舗装ですね。こういったものを施工いたしまして見えるようにしております。車のスピードを30キロ制限ということでゾーン30や交差点区域内に色付けを行って、運転者への意識づけを行っているところでございます。今後も学校、自治会、コミュニティなどの各種団体等の要望を踏まえまして、安全対策につきましては積極的に行っていきたいと考えております。また、今回の事故後すぐに、歩行者の立場として不慮の事故に巻き込まれないよう、各施設において安全対策の再点検や外出時にはなるべく歩道整備された道路を歩くなど、各学校、保育園等にさらなる啓発を行っているところでございます。それと同時に、運転者に対しても交通ルールの徹底、運転マナーの向上といったものを、交通安全運動などを通して啓発活動をしているというような状況でございます。

続きまして2番目の御質問でございます。高齢者が幸せを感じるまちづくりについてという御質問でございます。本町では65歳以上の高齢者に対しまして、住み慣れた地域で生き生きと自立した生活が続けられるよう、さまざまな事業を展開しております。今回の高齢者の生きがいとなる居場所づくりとして、町内21か所で開催されておりますが、いきいきサロンがその一翼を担っているというように考えております。その活動に対しまして、町が必要な支援を行っております。このいきいきサロンは、地域の住民が主体となって、高齢者の閉じこもり予防や交流を目的といたしまして、地域のボラン

ティアがお世話役をしていただき、月1回以上定期的にレクレーションや体操、講話などを行う場となっているところであります。また、各サロンは現在公民館等で開催されておりますが、利用者が歩いて集まれる範囲で費用が掛からず、定期的に使用ができて、気楽に集まれる会場の1つとして、議員おっしゃっている空き家の利活用は1つの有効活用としての手段と考えているところであります。しかし、空き家の状況や所有者が不明等、課題も多くあります。そういうことから、今のところはまだ現実的には考えていないということでございます。今後これらの課題が解決されたところで適切な場所がありましたら、サロンは住民が主体となって運営されている場所でもありますから、空き家を使用していただくということも可能であると考えております。いきいきサロンのような居場所づくりは、今後ますます増える高齢者に対しまして非常に大切なことだと考えております。また、本年2月に設置をいたしました支えあい「ながよ」推進協議体が中心となりまして、既存のサロンの抱える課題の解決に取り組むことによりまして、現在の活動が維持をされ、さらに内容の充実や拡充を図っていききたい、そういうふうを考えております。私の方からは以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、安部議員の1番目4点目の小中学校の給食無償化の考えはないかの質問にお答えいたします。学校給食に係る経費につきましては、学校給食法で規定されており、学校給食の運営に必要な施設設備の整備費、そして調理従事員等の人件費については、学校の設置者が負担し、それ以外の経費である食材料費等については、保護者の負担となっております。現在、小学校月額4,100円、中学校4,750円の11か月分を保護者に御負担いただいております。小中学校の学校給食費を無償化するためには1年間で1億5,000万円程度の費用がかかり、新たに大きな財政負担を伴うこととなります。学校給食の運営に必要な施設設備の整備費も老朽化に伴い多額の費用が必要となります。これからも、これらを踏まえて、食材料費につきましては今後も保護者に負担していただくよう考えております。今後も献立内容の工夫や安価な食材選定等により、栄養価を満たしながら児童生徒に安全安心でおいしい魅力ある給食を提供していきたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。この幼保無償化施行なんですけれども、国の方では幼稚園就園奨励費補助金として701億円計上がされております。そこで、認可保育施設は全国に3万4,000か所の261万人が通っております。これは、もうすぐ10月からですので執行4か月となりましたけれども、この条例などいろんな形で

さまざま事務的な作業があると思いますが、その辺り準備は進んでいるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

5月10日に可決、成立をしまして、17日に公布をされたところではございますが、昨日、内閣府の方からの説明会がございまして、通知書等一式をいただいたような状況でございます。通知が来る前にも、案という形で何度か来てはいたんですが、来る度に少しずつ少しずつ内容が変わっているような状況でございまして、案の状態で来ている状況に合わせて、準備を進めているといたしますか、実質はまだ何も進んでいないような状況でございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

それではもう4か月ぐらいしかないわけなんですよ、施行までには。そしたらそれまでにいろんな形で条例作ったり、それぞれのところ把握したりということになりますが、どういった事務的な作業が待ってるのか、今からその準備として、していこうというふうな段階で思ってるのか、その辺りいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

先程町長の答弁にもございましたとおり、システムの改修、例規の整備、あと無償化の対象となる施設の選定、それから施設の方から各市町の方に確認申請ということで届け出をしていただくことになっております。その受理と審査、それから公示をしなければなりません。あとは、無償化の対象となる世帯の選定、それから、まずは周知の徹底を図るところと、あと、どれだけの予算が必要になってくるか予算の計上も詰めたところはこれからになってこようかと思っております。昨日いただいた資料の中に工程表のモデル、これにもまだ案がついたままではございますけれども、一応6月から住民利用者への周知、事業者への説明会の開催からスタートしまして、9月までの間にスタートするというような工程表が組まれております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

この認可保育所、幼稚園、こども園の利用料の無償化というところで、補助金の対象児対象世帯基準というのはお分かりになってますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今現在の対象見込みの数でございますけども、約1,300名で試算をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

3歳から5歳児までが原則全世帯無償、それからゼロ歳から2歳児までは低所得者世帯に限られておりますけども、先程答弁で1,300世帯というところなんですけど、その辺り幼稚園、認可保育所、認定こども園で何園ずつ分かれば教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

長与町内に限らせて言わせていただきますと、認可保育園が9か所、認定こども園が1か所、幼稚園が1か所でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

先程これは消費税増税分というところで、負担をそれに充て込んでいくというところで、町の負担というところが、今のところは分からないというところで、今後、それぞれ国県町との保育料の助成の割合というのも出てくると思うんですが、先程答弁で町の持ち出し分、対象児というのが何人ずつになるのか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保育園、こども園、幼稚園のほかにも、施設等利用給付費というのが新たに発生をしまして、認可外保育園ですとか一時預かり事業、病時保育、ファミリーサポートセンター等いろんな保育に係る使用料というものが無償化の対象となってまいります。園ごとでは、すみません。保育園、認定こども園の分しか待ってきてはいないんですが、町の負担分でございますと、無償化になる前に保育料の国の徴収基準額というのがございますけれども、そこと町の徴収基準額というのは、だいぶ低く設定をさせていただいております。ですから、料金のところだけで今まで6,560万ぐらい町の一般持ち出しがございました。その部分が10月以降は国が2分の1、町が4分の1、県が4分の1ということで、負担割合が、今まで一般財源全てで賄ってたものが4分の1に減るところもございまして、無償化の対象となる全ての施設等の一般財源の試算をしましたら、今のところ、そう変わりはないということで試算をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

今のところ、変わりはないというところなのですが、幼稚園1園、認定こども園1園と認可保育所9園。認可外もあるんですが、認可外はあとからまたお聞きいたしますが、対象児世帯への周知というのは、いつ頃に、また今後行っていくと思うんですが、いつ頃までに、その辺りはされる予定でしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

利用されております施設によって、園を通じて申請をしていただく所と、個人が直接町の方に申請をしていただくものと2パターン分かれてこようかと思えますけれども、この工程表でいきますと、施設の申請というのがスタートするのが6月ぐらいから認定の申請期間が始まって8月まで、そして9月までには認定の通知を出すようにということと来ております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解いたしました。かなり切羽詰った。早急に今からしていかなくていけない、把握もしないといけない、申請もしないといけないし、周知もしないといけないという、かなり急がれるところで、事務量が負担が大きくなるというふうに思っております。そして、施行に当たって予測される課題は、先程2点ほど答弁をされました幼保の負担のいろんな増加と事務費のそれぞれの増加というところでもありますけれども、保育の形態や施設の種類によっては、国の制度の対象外となる所もありますけれども、本町ではそのような対象外になるような施設というのはございますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

まず認可を受けている保育施設に関しましては、間違いなく対象になってこようかと思いますが、今いわゆる認可外保育施設という所が、まだ線引きが不明確なところがございまして。昨日も町内の施設について、具体的にここがなるのか、ならないのか分からないということで、お尋ねをしましたが、まだ今のところ答弁をいただけないような状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

全国的にNPO法人としまして森の幼稚園などが、無償化の対象外になるというところですが、森の幼稚園も2,000人が全国で今利用されておりますが、やはり

子供たちによっては、そうやって本来受けるはずであろう無償化ですよね、公平的に受けなければならないような、そういったところまでも、今、対象外になってくるというところで、県は、対象から漏れる子供たちも利用料の半額を独自補助をする方針というように回答がしております。これは新聞にも載っていたんですが、今後このように無償化になると、やはり子供たちも保育園、幼稚園の要望が多くなるでしょうし、施設自体も増えていくと思うんですが、このように対象外の所も、このような県が独自補助をしたいというような形でおっしゃられておりますが、そのような場合、県との協議の上、町としては、協議の上、補助するべきという考えはあるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今、先程県の方が対象とならない施設も半分補助をするというお話がありましたが、各市町の方には、そういった通知はまだ来ておりません。ですから、また対象となる施設かどうかというところの判別も、まだよくついていないような状況でございまして、今の段階ではまだ申し上げられないというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

そうですね。これから調査、研究をされていくと思いますので、県は、本当に、このようにことで半額補助したいというようなことで載っておりましたので、その辺りはまた精査していただいて、今後検討していただきたいところであります。それから課題の2つ目が、無償化となる保育所、また保育士不足が挙げられると思いますが、ますます深刻になると思います。認可施設の空きを待つ待機児童は全国で約今2万人いると言われておりますが、本町での待機児童は現在のところどのくらいなのか教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

毎年4月の待機児童の発表がございすけれども、今まだ集計中で公表されておりませんが、本町の4月1日時点での待機児童は今年はゼロでスタートをいたしております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

じゃあ今のところはゼロというところですね。ほとんどの子供たちが、望む園に大体入っているというところでしょうか。また、途中で、今後このように10月から変わっていきますので、人数的には増える可能性もあるわけですね。そこで保育士不足ですが、全国で保育士資格を持つ119万人のうち、働いていない潜在保育士の方たちが70万

人いると言われております。この潜在保育士の方たちも、やはり職場復帰するための掘り起こしが必要となりますが、そのところ給与の処遇改善なども必要と思いますが、その辺り町の考えとしてはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

本町におきましても、30年度は、施設整備は整ったものの保育士の不足の部分がありまして、待機が発生をしていたところでございます。今年度につきましては各園の努力もありまして、長与町の方は保育士の確保も一定できているという認識でございます。あと、昨年子ども子育て支援法の改正がありまして、長崎県内に待機児童対策協議会というものが今年5月にやっと発足いたしまして、その中でも、保育士の確保というところは、県内どこの市町も課題に持っているということで、この協議会の中でも対策について今やっと検討が始まったような状況でございます。処遇改善につきましても、毎年、処遇改善が行われておりまして、今年も4月1日で1%の処遇改善がなされているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

そうですね。今年4月から1%3,000円ほどですか、処遇改善されアップされたと思いますが、それでもまだその3,000円ぐらいでは、なかなかやはり満足なベストな状態ではありませんので、今後、保育士の働く環境改善をしていくべきだなというふうに思います。それから3つ目の課題がございますが、本来なら幼稚園または認定保育園や保育所などに通うべきはずの子供たちが本町でもいるはずなんですけど、その3、4歳児の無園児や未就園児などが多分いらっしゃると思うんですけど、その辺り本町として把握をされてますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

未就園児の調査につきましては正式なものというのにはございませんが、3歳児健診であるとか、就学前健診のときに、今現在の就学園をお尋ねをさせていただいております。あと人口の方からも算定をいたしますと、4歳5歳については、ほぼどこかの園に所属をしているような状況でございます。3歳児については10名程度、どこに就園をされているのかが分からないというところなんですけど、認可外保育園や事業所内保育園など、そういう所に就園されてる子供というのが、町の方を經由しませんので分からないところがございます。3歳児に限っては10名ほどが就園の確認ができてないというところがございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

そうですね。北里大学の医学部の調査で、結果やはり社会的な不利な家庭とか低所得者や多子家庭、他国籍または疾患を抱えた子供で未就園児が非常に多いというふうな結果、調査が出ておりますので、その辺り本町としても、潜在的に現われていないところもある、分からないところもあると思うんですね。その3歳児に関しては、そういうふうにいっちゃるといふところなんですが、全国で3歳児で8.9%、それから4歳児で2.7%、5歳児で1.9%の未就園児が今現在いるというふうに言われております。その辺り、今後、掘り起こしも必要じゃないかというふうに思っております。それでは、そういったところの子供たちも、今後掘り起こしをして、調査をして、そしてまたその幼稚園や認定保育園、こども園や保育園に就園させるような促しもしていかななくていけません、今後、そのような対策としてはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今回、3歳児から無償化になったということは、要するに幼児教育が非常に大切だと、教育のスタートが幼児教育だということで無償化の対象になってきたわけですが、これは義務教育とは違いまして、保護者の一定選択によるものだと認識しております。ですから3歳児健診のときにも、来年から入園ですかということをお尋ねするわけなんですけれども、やはりお母様方の中には、うちの子供は小さく生まれてきたから、やっぱりちょっと来年からはまだ厳しいと思っておりますという方もおられますし、自分がまだ仕事をしないので、近くに実家もありお父さんお母さんもいっちゃうから、まだあと1年は自分が見ようと思っておりますという方も中にはいらっしゃいます。そういう方たちに、町の方から就園の促進を、今しませんかということだったんですが、そのこの家庭の御事情に合わせて、就園というのは決められていってもいいのかなと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

分かりました。質の高い幼児教育は、社会性や忍耐力を伸ばすという、大人になってからでも大変影響を与えて重要な鍵であるというふうに言われておりますので、その辺りはやはり幼児教育を受ける機会の公平性の担保を今後も進めていっていただきたいと思っております。それから認可外保育所の件ですが、認可保育所に入りたくても入れない方たちが、やむを得ずに高い保育料を支払って、子供を預けなければならないというような現状も起きております。そしてまた夫婦働いても奥さんの方は全部認可外保育所の方に、例えば5万とかから10万とか払ってもう全部保育所に全部つぎ込んでるよ

ていうような御家庭もいらっしゃるんですけども、この国の基準を満たさない認可外保育所の経過措置として5年間は国が補助する予定ですが、この辺りこの5年間に補助する、認可外保育所に対する規定とかその基準、月額、分かれば教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

認可外保育所の保育料につきましては各施設が個別に決定をするものですので、各施設の保育料が幾らというところは今のところ把握はしておりません。あと基準につきましては、認可外保育所の基準というのも一定定めがございます、これに則った所が本来は無償化の対象ということになるべきところがございますが、今、実際に認可外保育所で基準を満たしてないという所も長崎県内見ましたら多数ございます。それで5年間の経過措置ということで、あとは認可をしている県の方が毎年指導監査に入って質の向上を図るというところで、町と県の役割分担という形で、認可外保育施設の指導につきましては、一定県の方で、町もそのときは一緒に同行して施設の確認をするという形で進んでいこうかと思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

認可外保育所に関しては、3歳から5歳児が月3万7,000円、0歳から2歳までが月4万2,000円の国からの補助が出るというところではありますが、そこに国の基準を満たさない認可外保育所、今後増える可能性もあるとも思いますが、現在のところはゼロ件というところよろしいですか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今、長与町内に認可外保育所と言われる所が2か所ございます。1つは幼稚園の併設型で、1か所が企業主導型でございます。企業主導型の方は補助のルートが違いまして、町を経由しないということで町は関与いたしません。申請も町を通さないような、保育の必要性のところだけが町が関与するという形になっております。そしてもう1つの幼稚園の併設型っていうところが、まだ認可外保育所の対象になるかならないかがはっきり分かってないところがございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

2か所というところでした。そのところで、企業主導型の方は町の対象外、関与しないというところですね。1園あるんですね。そこで、昨今、認可外保育所で乳幼児が

亡くなるというような痛ましい事件も起きておりますが、安全面の質の確保が大変重要となってきます。この辺り本町の指導というものはどのように行っているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

先程申し上げましたように、認可外保育施設の認可指導につきましては県の役割と一定なっております。もちろん本町の方も一緒に指導監査のときには伺いをさせていただいて、一定施設の確認や保育士の確認等はさせていただいております。ただ、今現在長与町内にあり認可外保育所の対象の子供たちというのがゼロから2歳の子供なんです。ですから今回の無償化の対象の子供である3歳から5歳の子供が今はいらっしやらないような状況です。当然、ゼロから2歳の非課税世帯は対象になってこようかと思えますけれども、今先程言いましたように幼稚園の併設型というところが対象になるかならないか分からないということで、あと町外の認可外に行っている子供というのが本当に町でまだ今つかめてないというような状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

全国に今現在、6,500か所16万人が認可外保育所に通っております。監督基準も満たない認可外保育所もあるというところで、その辺りやっぱり重大な事故が起こさないように、今後もしていかなくはないといけないんですが、本町にはそのようなところで、県の指導で行ってるというところですが、事故はいつ起きるか分からないところで、国の方が2017年度から指導員の配置を各自治体に促しているんですけれども、と言うことは、これは県の指導員の配置というところで認識をしてよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今の安部議員が言われた指導員というのは県の方で配置をするようになってるかと思えます。それとは全くに別なんですけれども、巡回支援というものを長与町の方も独自にやっております、認可外保育所の方にも行かせていただいて、いろんな研修会とか一緒に御案内をさせていただいているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

研修会にも参加されてるというところですが、その辺りも県と共同で見守りをしていただきたいなというふうに思います。この3歳から5歳児世帯の無償化に関しましても、世帯の所得に関係なく裕福な高額世帯も、その無償化の対象になるということ

ろで、国の方でもさまざまな議論がされ、格差が出るのではないかと、不公平さが出るのではないかという、そういった意見も出ております。一定額の範囲で補助するというところで、また5年間措置なんですけど、今後その全額負担の可能性も残りますけれども、町として、その後の見解というのはどのようにお考えになってるのでしょうか。5年後。

○議長（山口憲一郎議員）

村田子ども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

認可外の保育施設は5年間経過措置がございますが、施行後2年目をめどに再検討するというこの項目が1つ設けてあります。あと、国県市町、関係者でも協議をすることも盛り込まれております。5年後どうなるかということですが、まずはその2年目のときに、一定の精査は行われてこようかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

そうですね。そのところはやはりいろんな形で議論されていくと思うんですけども、やはり不公平性がないような形で行っていただきたいと思いますが、利用料の無償化は減額になっても、給食費や送迎バスなどの無償化にはなりません。この辺り保護者の負担が増えるのか増えないのか、その辺りいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

元々利用料の中に食事代は入っております、副食費に関しましても収入が年収360万以下の方を対象に免除となるような方向で、今話を進めている状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安倍議員。

○6番（安部都議員）

360万円以下の方たちには補助というところで、今協議をされてるというところですね。その辺り、低所得者世帯もかなり無償化になったとしても、やはり子供たちの送迎バスとか給食費など、結構、多人数の子供たちがたくさんいるところは、やはり負担も大きくなりますので、その辺りは助かるというふうに思いますが、今後もよろしくお願ひします。

それから小中学校の給食無償化の考えであります、この辺り学校給食法では保護者負担というふうな形となっております。しかし、これを無償化というのは自治体の判断で実行ができるというふうになっておりますので、例えばネグレクトや貧困の家庭を支援するために、今後、全額無償化または半額無償化というところで実施をしていくべきではないかと思っております、再度お聞かせ下さい。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

現在、準要保護世帯に関しましては、町の方で給食費の方は補助いたしております。ネグレクトに関しましては、現在のところ収入によって準要保護世帯、要保護世帯等に値する御家庭であれば、無償の対象になっているという状況でございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

そういったネグレクトの家庭は、なかなか家では食事をするのができない、給食が唯一の御飯なんだという子供たちもいらっしゃいますので、その辺りやはり、その対象となるというところで調査をされるわけですね。その辺りは親御さんとの連携はどのようになっているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。給食費の課題とネグレクトにつきましては、ネグレクトの家庭が、今話がありましたように、いわゆる準要保護家庭である場合もありますし、そうでないケースもあります。食事等のことにつきまして、また別問題だと思っていまして、それについては学校の方でも十分調査をして、様々な関係機関と協力をして食事が絶えないようにというふうなことで対応させていただいてるところでございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

様々な、そのような協議をして取り組みされてるところで、今後もよろしくお願ひします。例えば、先進地の群馬県では35市町村のうちに全額無償化が11市町、それから一部無償が14市町村行っております。それから伊勢崎市では小中学校の在籍する第3子以降が全面無償化です。それから佐賀県の神埼市では、中学3年生と小学6年生、ちょうど節目のとき、1番栄養価が必要なときに、この小学、中学校の無償化というような取り決めもされてるわけなんですよ。だから先程答弁で1億5,000万掛かるというふうにおっしゃってましたけれども、いろんな形で、全てじゃなくても、この時期にはもう無償化にするとかいうふうな取り組みもされますので、その辺りも検討をしていただきたいというふうに思います。それから、園児、学童への交通事故等の撲滅対策でございます。5月8日の滋賀県の大津市、それから5月16日千葉県の市原市での園児の痛ましい交通事故が起きております。本町での、この3年間で園児や学童の交通事故等の件数というのは分かりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

お答えいたします。まず我々の方で把握してる分になりますが、中学生までの子供という形での交通事故の件数でございますが、平成30年度におきましては1件、29年度におきましては5件、28年度におきまして6件という形で把握しております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

1件、5件、6件というところで、子供たちが事故にあってるわけですね。保育園児などは、保育士に連れられてよく散歩している姿を見受けられます。この交通事故などもそうですが、他人事ではございませんので、この危険箇所調査、それぞれの所行ったのか、町としてはどのくらい把握されてるのか、お答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

危険箇所の要望等につきましては、秘書広報課の方に毎年上がってきております。小学校区で5区全て上がってきておりまして、担当課の方に危険箇所の点検をしていただいて、それから回答するようにしております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

交通事故に対しましても、例えば、児童、学童、そしてまた園児たちが散歩する所、学童のそれぞれの子供たちが通る所、そういった所に歩道などに車止めや縁石、ガードレール、無い所もあると思うんですが、その辺りは把握はされてますか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まずソフト面的な立場で地域安全課所管でお答えさせていただきたいのが、まず保育所に対しまして、警察署の方から、事故後すぐに時津警察署、こちらを通しまして、各保育園の方に、安全対策の充実を図るよということ警察の方から指導をさせていただいているというのが、我々の立場でございます。また、当然でございますが、先程の関連でいきますと、秘書広報課長の方から話があったように各学校区で危険箇所点検含めまして、通学路の安全対策としましては、教育委員会の方から早速翌日に対策会議等開きまして、指導の方させていただいたという状況でございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

安全対策というところで、いろいろなソフト面からでも対応されてるといふところなんですけど、先程も同僚議員からガードポールなどの設置の質問をされておりましたけれども、部長からも前向きな、それぞれ検討するというそれぞれ調査をするといふところなんですけども、やはり園庭や遊ぶ所が無い施設などは、やっぱり園外から出て、それぞれ散歩に出て、危ない危険箇所を道路をやはり通っていかなければならないといふところでもありますけれども、これは幼児対象なんですけども、学校はスクールゾーンといふところがありますけど、幼児対象としてキッズゾーンといふところを設置したらいかかかなといふふうに思いますが、その辺りは、どのようなお考えになるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩を解いて、会議を再開します。

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

お答えいたします。キッズゾーンにつきましては、道路についてキッズゾーンを設けるのか、それとも場所的広場的なものでキッズゾーンをというものを設けるのか、それについては今後研究ということで、そちらの方も研究していきたいといふふうに考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

子供たちが安全に歩道で散歩するときに行かなければなりませんので、その辺り、やはり子供たちのキッズゾーンというのがあったら、スクールゾーンはともかくキッズゾーンというのがあれば、また、保育士なども子供たちを庇うために外側に立って、ずっと援助をして歩いている所がありますけれども、やはりそういった所があれば、なおさらのところ安全対策にもなるのではないかといふふうに思いますので、お願いいたします。それから、学童の事故と言いましたら、先日神奈川県川崎市のバス停で、登校中の学童の凄惨な殺傷事件など起きております。本町も幼稚園のバスや障害児を乗せたスクールバスなどが往来をしておりますけれども、この子供たちへの交通ルールの対策、そしてまた意識啓発や大人に対しても、このようところで注意喚起が必要だと思っておりますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

議員の御質問にお答えします。まず、私ども所管におきましては基本的に大人の方という形になりますが、先程最初に申しました子供たちに対する殺傷事件の問題がありまして、当然でございますが、登下校時の防犯パトロール、見守り活動につきましては、我々の方でコミュニティであったり、ボランティアといった団体を多く抱えております。そちらの方で、当然、総会時に話をすぐさせていただきまして、協力体制のお願いをさせていただいたところがございます。また、当然交通安全の部分になりますので、我々通常でございますが、年に4回の交通安全啓発のパレード、これは年間36日間やっております。それにつきましては飲酒運転の追放のキャンペーンであったりとか、あと交通安全啓発につきましては長与町のさわやか作戦ということで、昨年度はイオンタウンの方で、交通少年団も含めました長与町のPTAの母の会というところもございまして、あと安全協会等いろいろな団体を含めまして、啓発活動をさせていただいております。また、警察署におきましては、今のような交差点の交通関係の事故も含めまして、交差点の取り締まり、巡回の強化をしていただきました。それと高齢者の事故防止も含めまして、夜間パトロールであったり、認知症の体験の講習会、そういうものを開いていただきまして、警察署としても安全対策、防犯に努めていただくように、それぞれの団体の方をお願いをしている状況を、大人の部分ではございますが、事件後も数々の団体をお願いしているところがございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

そうですね、団体。それぞれのところで地区に、大人対策としても、それぞれ呼びかけているというところで、子供たちにも広く伝わっていくというふうに思いますが、安全対策としても、やはり子供たち、このような事故はやっぱりバス停とか横断歩道などでよく車から追突された。またこのように殺傷事件が人間がする事故もありますので、殺傷事件が起きたりというふうな形で、大変予期せぬ事故だと思います。そのときに対応策として、子供たち、児童は特に、児童で並んでいるときなんか、例えば本町でも、子供たちが緊急時にかばんに着けている防犯ベルがあると思いますが、そういったところで、本町のその防犯ベルは全員全校に無償で渡されてるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。防犯ベルにつきましては、小学校入学時に渡しております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

交通事故だけでなく、交通事故がその辺であったときにその防犯ベルで知らせる。そういった緊急時を知らせるといふときも、やはりそういう物が、防犯ベルがあったら活躍できるわけですね、すぐにですね。そういった事故があったときには、やはり子供たちも動揺しますので、なかなか、先日の事故も声を上げることができなかつた、動くことができなかったといふところで、いろんな問題がありましたので、1年生に無料配布といふところですが、なおさら低学年にもそのように手がすぐ届く位置になれば、それも利活用ができないわけですね。かばんの後ろに着けていても、なかなか手が届かないといふところで、そういったところで注意をしていただきたいなと思ひます。親御さんへのそのような対応、交通事故が起きましたよ、事故が起きましたよといふような、即座にリアルタイムでメールなどで保護者に他県ではすぐにメールが届くような発信をされておりますが、本町では、そのような保護者への対応といふのは出されていふのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。まず、交通事故が起こって即座に学校の方に連絡があつたり、あるいは、教職員等がどうにかして、その情報を掴んだ折には、保護者の方とすぐに連絡を取るようになっております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

このようにメールで即座に、各保護者にいろんな事故が起きたときにはメールで行くような形で、そういったシステムを導入をされてる学校はたくさんありますので、そういったことも導入をしていくべきではないかなといふふうに思ひます。例えば、登下校通過時刻メール配信などで、例えば児童見守り安心システムといふのがあつて、こういったものを学校につけておけば、子供が来てませんよとか、すぐ知らせるわけですね。何時何分に子供が登校しましたよとか、そういうことになりますので、そういった面も導入をしていただきたいと思ひます。

それから、高齢者の幸せ感じるまちづくりについて質問をいたします。現在、おひとりでお住まいの高齢者世帯は、どのくらいかお答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

平成31年3月末時点の数字になります。あくまでもこれは住民記録上での数字といふことですので、参考値といふことで御承知おきください。ひとり暮らし高齢者の数は、1,265名といふことになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

1, 265名というところですが、それでは昨年、おひとり住まいの高齢者の死亡者数というのはお分かりになりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

おひとり暮らしの方の亡くなられた方という数字につきましては、こちらでは把握はしていない状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

把握をされてないというところですが、やはりひとり住まいの高齢者の方たちは、だれにも看取られないで、やはり亡くなっていくケースもかなり多いというふうに思っております。それから、そういった対策も今後講じていかなければなりません、県内では、例えば特養待機者が3,562人いらっしゃいますが、要介護3以上が1,315人です。9月議会で待機者は250人と回答されておりましたが、今のところではどのくらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

堀池介護保険課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

お答えいたします。平成31年3月末時点で、宿泊型施設の事業所の待機者になります2箇所以上の申込者の重複を含めて135件であります。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

135件というところですが、地域密着型広域を含めて、この数字でしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

堀池介護保険課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

お答えいたします。密着型も含めての数になります。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

県は特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームの整備に約1,400人分を

今度確保したいというふうに答弁されておりますが、本町では待機者に伴って、認知症高齢者対策やグループホームの建築など、構築は、予定はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

これで安部都議員の一般質問を終わります。

場内の時計で、15時30分まで休憩します。

（休憩 15時16分～15時30分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、金子恵議員の①投票率向上に向けた取組について。②環境への取組についての質問を同時に許します。

9番金子恵議員。

○9番（金子恵議員）

それでは早速、質問の方をしたいと思います。①投票率向上に向けた取組について。今年4月に行われた長崎県議会議員選挙の低投票率、また、長与町議会議員選挙の無投票という結果は、住民の政治離れが明確になったのではと危惧しています。しかし、これに関しては様々な要因が考えられ、一概に行政の取組だけで打開策に繋がるとは考えておりません。議会に身を置く立場として、私たちが反省し今後一層の議会改革を進め、住民のためのより開かれた議会のため邁進する責任があるというふうに感じております。全国的にも若者の政治離れ、投票率の低下、高齢者や交通弱者への対応など、行政側と議会が両輪となり、結果を検証し、投票率向上のための対応策を講じていかなければならないというふうに思っております。また、将来の本町の行方を考え、現時点からの主権者教育の必要性も当然のこととして継続していくことが重要であるという考え方の下、以下の質問をいたします。1、全国的に様々な取組がなされているが、本町における対策はどのようなものか。2、高齢者や交通弱者への対策はどう考えているか。3、若い人たちへの投票率向上に関しての取組はどうか。4、主権者教育の必要性への見解を伺う。以上4点を中心にお伺いいたします。

②環境への取組について。地球温暖化が進む中、自らできる3R活動、リデュース、ごみの発生抑制、リユース、再使用、リサイクル、再生利用を実践し、地球環境に負荷をかけない持続可能で豊かな循環型社会の形成が求められています。しかし、地球温暖化は人災であり、私たち一人ひとりがほんの少し意識を変えるだけで変化を生むことができるのではないかというふうに思います。そのためにも1番身近なごみ問題に関し課題を共有し、日々実践していく取組が重要になってくるのではないかと考えています。長与町一般廃棄物処理実施計画の中で、今年度を実施する一般廃棄物処理の計画を体系的に示していますが、計画に沿った対策を講じ住民、事業者への啓発を行うとともに、連携を図り環境美化へ取り組んでいくことが必要ではないかと考えています。そこで、以下の質問をいたします。1、ごみ減量化は喫緊の課題として様々な場面で協議されて

います。現状と課題を伺う。2、不適正なごみの排出、不法投棄防止に向けた方策、実績を伺う。3、食品ロスの削減、マイクロプラスチック問題の考え方を伺う。以上3点を中心にこちらの方も伺いたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、今日最後の一般質問者であります金子議員の御質問にお答えをいたします。1番目の御質問につきましては所管をしております選挙管理委員会から回答いたします。私の方からは2番目の御質問につきましてお答えをさせていただきます。2番目1点目のごみの減量化の現状と課題という御質問でございます。本町のごみの現状でございますが、燃やせるごみの排出量につきましては、平成30年度の年間量といたしまして、おおよそ9,800トンがクリーンパーク長与に搬入され処理をされております。また、粗大ごみ、ペットボトル、缶、びん類、容器包装プラスチックなどが燃やせないごみといたしまして、おおよそ1,330トンとして時津クリーンセンターにおいて処理をされておるところでございます。減量化対策といたしましては、増加が顕著な事業所からの燃やせるごみについて、本年1月より事業所や運搬業者を対象といたしまして、リサイクルできる紙類の混入規制の啓発、指導を実施いたしまして、減量化の強化に努めているところでございます。また、一事業所である役場や公共施設などにおきましても、昨年7月から一層の減量化、再資源化対策を実施しておりまして、おおよそ24トンの減量化が図れた状況でございます。今後も一層の減量化に向けて、取組を強化していきたいと考えております。その中で課題といたしましては、クリーンパーク長与に搬入される燃やせるごみの量について、焼却量の減量計画に対応した減量化対策が必要でありまして、生活系の燃やせるごみの適正な分別、再資源化の啓発に取り組んでまいりたいとそうように考えております。

次に2点目の不適正なごみの排出、不法投棄防止に向けた方策、実績についての御質問でございます。不適正なごみの排出につきましては、燃やせるごみの中にリサイクルできる紙類が混入している現状がございます。この対策といたしましては、先程も御説明をしたとおりでございまして、事業所や運搬業者への啓発、指導こういったものを行い減量化に努めているところでございます。また、ごみの検査の結果からですが、家庭から出る燃やせるごみに再資源化できる紙類や異物の混入や容器包装プラごみに異物が混入している状況が目立ってきているために、適正な分別と適正な排出への周知と理解を深めるように啓発に取り組んでまいりたいと考えております。そのほか粗大ごみの拠点回収時に収集できないテレビやパソコンなどが違反ごみとして捨てられている状況が発生しておりまして、自治会の役員の方々及び町としても苦慮をしている状況でありまして、この対策が現在の課題となっている状況でございます。次に、不法投棄でございますけれども、町内では不法投棄の通報や報告は今のところない状況でございますけれども、

対策といたしましては、県と連携をとりましたパトロールの実施、また、きれいなまちづくり事業の中でも、道路や河川及び各種施設のパトロールの強化を行うとともに、各種看板の設置及び啓発などを行い、不法投棄の防止や町全体の美化の保持に継続的にこれからも取り組んでまいりたいとそうように考えております。

続きまして、3点目の食品ロスの削減、マイクロプラスチック問題への考え方という質問でございます。一部のコンビニでは報道でされておりますけれども、食品ロス対策といたしまして、消費期限が迫っている商品を値引き販売するなどの取組が実施予定との報道がされております。食品ロスにつきましては、一般家庭や飲食店等での食べ残しや製造、販売時における食品ロスについての取組が、ごみ減量化へも波及することから積極的な周知や取組が必要であると考えております。次に、マイクロプラスチック問題に関する町の考え方といたしましては、まず、私たちができるプラスチック製品の適正な分別の向上を図るとともに、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの実践を推進し、マイクロプラスチックの発生の抑制に繋げていくことが重要であると考えております。現在の本町の取組といたしましては、長崎県と大村湾沿岸の5市5町などで構成する大村湾をきれいにする会に加盟しておりまして、湾内の浮遊ごみの除去事業、大村湾一斉清掃事業及び漂着ごみの回収の支援などを継続的に実施している状況でございます。また、先般行われましたけれども、町民一斉清掃や長与川一斉清掃や各地域やボランティアによる清掃活動など、町民や事業所の皆様の御協力による活動も大きな抑制活動と捉えているところでございます。そのほか河川から海への流出の防止策の1つとして、きれいなまちづくり事業により、道路や河川及び地域の美化保全対策として取り組んでいるところでございます。このような住民の皆様御協力や各種活動及び施策により、町全体の環境の整備や美化はもとより、海洋環境へも繋がる大変重要な活動及び施策であると考えております。町といたしましては、現在展開している施策を軸といたしまして、ごみの適正処理や環境整備とともに食品ロスやマイクロプラスチック問題につきましても、国や他自治体の取組や知見の情報を収集いたしまして、より町民の皆様へ行動と心がけに繋がる有効な情報の提供あるいは啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

辻田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（辻田壮太郎君）

9番、金子恵議員の①投票率向上に向けた取組について、（1）全国的に様々な取組がなされているが、本町における対策はどのようなものかの御質問についてお答えをいたします。本町における投票率向上に向けた取組といたしまして、選挙時は広報や啓発チラシ等を活用し、投票日や選挙制度等の周知を図るほか、防災行政無線の活用、町内店舗での店頭啓発などを実施し、投票への呼びかけを行っております。常時啓発では、有権者となる高校生に対する選挙に関する講話の実施、成人式やロードレースに合わせ

て啓発等を実施しております。また、住民票の異動がなされていないため、転出先での投票ができないことから投票率の低下に繋がるという現状を踏まえ、町内の大学と高校で進学、就職時の住民票の異動について周知、啓発を実施しております。投票率の向上に向けては、現在の取組を継続していきながら効果的な方策を模索していく必要があると考えております。（２）高齢者や交通弱者への対策はどう考えてるのかの御質問についてお答えします。選挙管理委員会といたしましては、高齢者や交通弱者を含め、投票所に行くことが困難な方への対策は必要であると考えております。そのような中、公職選挙法では、病院や施設等に入院、入所しているため投票所に行けない場合は、県選管が指定する施設であれば、その施設内で投票することができます指定病院等における不在者投票の制度や一定の要件を満たす要介護者や障害をお持ちの方が、自宅で投票することが可能となる郵便投票制度がございます。不在者投票制度等を利用できない場合は、現在、投票所においていただき投票をしていただいております。引き続き制度の周知を行ってまいります。（３）若い人たちへの投票率向上に関しての取組はどうかの御質問についてお答えします。若年層の投票率向上に向けては、新有権者に対する方策として、県と連携しながら、北陽台高校の生徒たちに毎年選挙管理委員会による講話を実施し、選挙制度の趣旨をはじめ、選挙の重要性を理解していただくよう努めております。また近年、18歳未満の方への投票所の入場規制が緩和されたことに伴い、未来を担う子どもたちの主体的な政治参加を期待いたしまして、積極的に親子で一緒に投票に行ってくださいよう周知を行っております。インターネット選挙運動についても制度を周知するとともに、当委員会が執行する首長選挙、議会議員選挙においては、立候補届に記載された候補者の Web サイトを公表し、候補者の政策等がインターネットを通じて閲覧できるよう、若年層にも受け入れやすい方策として取り組んでおります。引き続き、若い人たちの選挙に関する意識の醸成が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。（４）主権者教育の必要性への見解を伺うの御質問についてお答えします。国政選挙、地方選挙の投票率は全国的に低下しており、特に若年層の投票率は他の世代に比べて低く、若年層の政治参加が重要な課題となっております。主権者教育については、選挙管理委員会のほか関係機関において、それぞれの分野における取組がなされることが期待されているところでございます。当委員会といたしましても、若年層の政治や選挙への関心を高めることが投票率向上に寄与するものと考え、主権者教育の必要性を感じているところでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

では1番目の方から再質問をさせていただきたいというふうに思います。まず移動支援、そして施設内投票、郵便投票と、今現在取り組まれている方策があるということでお伺いをいたしました。施設内投票なんですけれども、大体、町内にどのくらい登録が

あるか、その辺りの件数をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

町内に不在者投票指定を受けた施設は5か所でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

この5か所に関しては、施設的に大きい所というふうになってくるのかと思いますけれども、今後ビューテラス北陽台の方に、一応予定としては来年開設されるというふうには聞いておりますけれども、こちらの方の病院が入院施設が多分150床近くあるかと思うんですね。そういう所への、県の指定とは言いますけれども、町の方からでも今後の投票率を考えても利用しやすいような環境ということで促していただければというふうに思います。次に郵便投票なんですけれども、この郵便投票という仕組みがあることが、余り実は知られていないというのが実態かというふうに思います。実際、1回の選挙でこの郵便投票というのはどのくらいの方が利用されているのか、そちらは数的に分かりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

郵便投票の1回の利用者数ですが、大体8名から9名程度でございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

この郵便投票なんですけれども、たまたま長期不在で長与にいないけれども、行った先はきちんともうそこに実際にいるからということで、この郵便投票、例えば子どもが実家に帰ります。実家に帰って、そこにきちんと常時いるんだけど、住所がこっちにあるから長与町で投票をしなければ、実際行けないんだけど、選挙期間中にいない。それを郵便投票を使って投票したっていう事例が実はあるんですけど、この方この郵便投票の仕組みを知らずに選挙管理委員会の方に行ってお聞きをして、これが実行できたということで、この1票が無駄にならなかったという事例の1つなんですけれども、こういうふうに、この良い仕組みっていうのを実際されているのが、住民にやっぱり知られていなかったら、もったいないなという話になるのかなというふうに思うんですね。この郵便投票というのは、これから先、投票所に行きづらい高齢者の方にとっても、もう1番の有効な手段なるかと思うんですよ。いろんな移動手段を使うとか、町の方に移動手段を考えてくださいとか、どうかにかけてくださいという前に、郵便投票でまず、ど

うにか対応ができるということで、まず簡単にできる。簡単にできると言うか、システムの的にはちょっと面倒な部分もありますけれども、ある程度周知をしたらこの1票の無駄を出すことなくできるということで、この啓発に関してももっと積極的にされた方がいいんじゃないかと思うんですけども、今後取り扱いをどうされるか、お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

郵便投票制度ですね、不在者投票制度を含めて、現在、選挙前には啓発チラシの方に掲載をしたところでお配りをしてるところですが、なかなかその部分だけで周知ができてないという御指摘だと思いますので、その辺はちょっと今後検討したいと。郵便投票制度と申しますのが、そもそも一定の障害の等級を持ちの方と要介護5をお持ちの方が利用できる制度でございます。議員がおっしゃった、学生が投票を他市町村で行ったのは不在者投票制度の利用になるかと思えます。この郵便投票制度に関しましては、投票所に行くことなく自宅で投票ができるというものでございまして、現在は要介護5の方だけが対象でございますが、現在、国においては、これを要介護3まで広げると、高齢化社会を見据えたところでの法改正を検討しているというところでございますので、この辺には私たちも期待をしているところでございます。選挙の周知は行ってまいりたいと思えます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

混同していた部分があるようで。しかし、この郵便投票、本当しっかりと活用されてはいかかなというふうに思います。町内において期日前に投票できる施設というのは庁舎だけということで、この期日前投票の割合ですね。これ全国的には一応高くなってきているというふうに言われているんですけども、本町の動向としてはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

辻田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（辻田壯太郎君）

お答えをいたしたいと思えます。確かにもうおっしゃるように全国的に期日前投票率は年々上がっております。近年の調べでは大体20.2%、構成率としてですね。本町では大体23%、大体全国平均よりも若干上回っているというのが実態でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

この期日前投票のパーセンテージを聞いて、結局投票率にどう反映しているかという

ところが大事になるかと思うんですけども、こちらの方が高いからといって、それは投票率が高いかと言うのは、またそこは違うのかなというふうに思っております。実際に投票率が期日前が23%っていうのが、前回の県議会議員選挙に当たるのかどうかちょっと分からないんですけども、こちらの方が長与町が45%だったということで、実際にはこの期日前が増えても総合的な投票率が上がらなければ意味がないということで、ではこの期日前投票所、これが1番条件で期待されるのが利便性かというふうに思うんですね。確かに長与町の役場ですから町の中心にありますので、その便利が悪いというふうには思わないんですけども、よく最近言われるのがついで、何かのついで、買い物のついで、そういうことで商業施設にこの期日前投票、あとから出てきますけど、共通投票所の設置っていうところで実施されている自治体も増えてきておりますけれども、こちらの方に対する町の考え方としてはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。期日前投票所、確かに現在1か所でございます。これにつきまして、これまで大学であるとか、過去の質問では長与駅にとか、こういったことが御質問あり、近年大型商業施設も出来たこともございまして、設営の方については検討をそれぞれしてまいっておりますが、御指摘の商業施設に関しては、やはり1番の原因としては近いということが理由として上げられておりまして、その他もちろん経費的な面もございまして、人的措置というのもございまして、そういったものを総合的に勘案して今のところ設置を見送っているというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

辻田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（辻田壯太郎君）

議員の御質問の中で期日前投票率が構成上上がったにしても、当日の投票率がどうなるか、確実にそれはもう逆に当日が下がっているということでございまして、これは平成15年にこの期日前投票が始まりまして、確かにその近々では投票率がちょっと上がったんですけど、だんだんだんだん投票率は、期日前は上がっても全体的な投票率は上がらない。また、投票時間も従来は午後6時まででございましたのを公職選挙法の改正で午後8時までということで、現在、本町としても公職選挙法どおり8時まで延ばして、投票環境は非常にこう良くなったわけですけども、なかなか実質投票率は上がらない。こういう現状でございます。先程事務局長も申し上げましたように、以前この議場でも期日前投票は増やせないかということも質問ございまして、今までずっと選挙管理委員会としても協議をしてるところでございます。地理的なものでやるのか、利便施設でやるのか、そういうことも含めて今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

期日前投票所と共通投票所。こちらの方が商業施設とかに設置をされているということで、いろんな事例があるようではございますけれども、これに関しては投票所が増えることによって環境が整備されて行きやすい状況が生まれるという、それによって投票率の向上に寄与するっていうふうにも考えられますので、住民の方が買い物ついでにということ、それで利便性が上がるという、高まるというのであれば本当検討の中の1つにしっかりと入れていただければというふうに思います。

次に、主権者教育の件と若い方たちへの投票率の向上という点で併せてお聞きをしたいというふうに思いますが、最近の選挙における18歳、19歳、20歳代、こちらの方の投票率っていうのは、大体どういうふうな推移を示していますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

それでは推移ということでございますので、直近の3つの選挙で話をしたいと思います。まず、1番直近の長崎県議会議員選挙、これは10代でお答えさせていただきます。

28.15%、その手前の長崎県議会議員選挙28.45%、衆議院議員総選挙49.04%、次20代、県議会議員選挙23.49%、県議、県知事選挙17.18%、衆議院議員総選挙33.90%、以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

今の数字をお聞きして思うんですけども、やはり10代の投票率の方が高いというのは、主権者教育を数年前から始められたその成果が少しでも出ているのではないかと、いうふうに思うんですけども、この投票率を踏まえて、今後、主権者教育にどう繋げていくのか。今回のこの投票率、町議会はありませんでしたけれども、それまでの投票率の上がっている推移を見てどういうふうに分析をされているか、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

辻田選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（辻田壮太郎君）

今申し上げた3つの選挙ですけども、10代、要するに18歳19歳の投票率ですけども、選挙ごとに下がっております。先程申し上げた平成29年に実施した衆議院議員選挙のときは44.24%、今回の県議会議員選挙につきましては28.45と。それも18歳と19歳比較してみますと、やっぱり主権者教育を受けた18歳が投票率高いわけでございます。しかし19歳になりますと途端に落ち込んでいくと、これはどういうことかと言うと、主権者教育の持続性がないのかという問題もあろうかと思っておりますけど

も、やはりその1つの要因となっておりますのが、町内に住所を置いて県外に転出、例えば大学に入学をして住所を置いたまま大学の方に通学をしてると。そういう人たちには選挙権っていうのは地元しかございませんので、選挙のためにわざわざ帰ってこないといけない。そういうものがございまして、我々選挙の委員長会議の中でも、この問題はやはり国として十分周知をしていただきたいと。やはり住民基本台帳法を遵守するという事でこの選挙権というのは与えられるわけでございますので、それのところも話をしているところでございます。とにかくこの主権者教育は、やっぱり小学校、中学校、高校という形で行われてくるようになりました。この子ども達が将来大人になったときを考えますと、やはりずっと続けていかなくちやならないのかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

総務省が平成28年に地方議会議員に関する研究会というのを立ち上げました。こちらの中で、選挙制度とか立候補を促進するその環境整備についてということで議論をされたんですけども、今回の無投票に関しまして、なり手不足など民主主義のその根幹に関わる問題としてもう捉えなければいけないのかなというふうに思うんですね。ちょっと重いかなどは思うんですけども、しかし、本町の将来のことを考えると、やはり今のうちから色んな方策を考えておくというのは大事かなと思ってるんです。本町としての主権者教育のあり方ですね、見直すきっかけになるのではないかなというふうに思います。平成30年に東京都の狛江市という所で、全国初の主権者教育計画というのを策定いたしました。御存じかと思えますけれども、これはやはりこれまで以上に充実させていくっていう意味で策定をされたんでしょうけれども、こういうことを取り組んでもいいのかな、良い事例ではないのかなというふうに思うんですけども、今後を考えていかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

すいません、私は計画の方を把握しておりませんでした。ちょっと今後、その辺を参考にさせていただきながら研究をしてまいりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

投票率にこだわるようですけども、こちらの方はやはり私たち議会にとっても、そして、今後の行政に対しての意見を持つ若い人達が増える。そういう環境を整える面でも重要な案件かというふうに思いますので、しっかりと課題を捉えていただきたいとい

うふうに思っております。では、次に環境への取組についてということでお聞きをいたします。長与町一般廃棄物処理実施計画、こちらの燃やせるごみの処理件数っていうのが前年比でどのくらいの減量を見込んだ数字になっているのかをお聞きしたいと思うんですが、今回、実施計画というのをたまたま私ホームページで見つけたんですけども、これに対して基本計画というのが実際にあるのか分からなかったので、その点も合わせてお聞きできればと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

議員御指摘の処理の実施計画っていうのは、長与町の基本計画を基に毎年計画を更新しているものでございます。基本計画というのが5年に1回更新をしております。そういった中で、今御指摘の燃やせるごみの量ですが、実施計画書の中の全体の量については、昨年度比でプラス263トンの計画値を設定させていただいております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

プラスの236トンっていうことですか。実際に搬入された燃やせるごみが9,800トンというところで、それに対する今年度の目標が6,689トンということではございますが、これは一応目標値ということで掲げたのかと思いますので、この辺りどのようにこの数字が出てきたのかなというふうにちょっと思うんですけども。この燃やせるごみに占めるその割合、生ごみの割合というのがある程度1番多いのかなというふうに思うんですけども、私たちの住民レベルでどうにか減量すると言って協力ができるというのは、この生ごみの減量っていうところで協力ができるのかなというふうに思うんですけども、この減量できる重量と処理費用の金額の差がどれほどになるのかっていうのは、実際に試算をされたことがありますか。もし分かれば分からなかったら結構ですけど、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

生ごみの減量化というのはいろんな方法がございます。一般的にはキッチンのシンクで水切りをする。水切りネットに入れてその上で絞って水分を流して減量化するとか、あとは生ごみ処理機等々を使いまして乾燥化とか堆肥化するとかいう方法がございます。あくまでも試算なんですけども、水切りを10%できた場合140トンの削減ができます。金額にして約61万円の処理費の減額が可能と試算をしております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

61万円ですよ。大体生ゴミの水分というのは、その本体自体の60%から70%と言われておりますので、仮に大匙3杯分の水切りを行ったとして、ちょっと細かい話になるんですけど、1万6,000世帯掛ける45cc1匙、3杯ですから72万cc。要するに720キロの減量となるっていうふうに思うんですよ。これを1トン当たり処理費用というのがあろうかと思っておりますので、0.72に稼働日300日を掛けると、年間の削減費用っていうのが単純に考えて出てくるのかなと思って、ちょっと61万円は少ないかなと思ったんですけども。現在、生ごみ3きり運動っていうのを聞かれたことがあると思うんですけども、使いきり、食べきり、水きりというものなんですが、このごみの減量化が言われる中でちょっとした心掛けでできるんですけども、目標を早期に達成するためにも、やはり住民の方にしっかりと周知をされるべきかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

生ごみ3きり運動の啓発っていうのは、非常に重要なことであると認識しております。ごみについては議員が御提案のとおり今3R運動ということを中心に基本として、分別の徹底、それから分別後の適正な排出っていう啓発が非常に重要かと思っております。その中で生ごみの3きり運動というのは重要な施策であると思っております。他の自治体では3010運動とか、食べきり協力店ですか、そういった施策をされているところも多々あると思っております。この点はちょっとうちの方は若干啓発が足りないのかなという点は反省しているところであります。この辺は改善をしてそういった小さな心掛けから大きな減量に繋げていくという観点で、啓発を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

この水分が多いというのは、ごみ処理施設の維持っていうのにも関わってくるのだというふうに思いますので、しっかりと啓発をお願いしたいというふうに思います。

では、次に2番目に出しております不適正なごみの排出と不法投棄防止ということで、この不法投棄防止に関しては山間部ですとか、そういう所に関しての不法投棄に関して、過去に2、3度私質問させていただいたことはあるんですけども、今回はごみステーションでの不法投棄ということで、ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。長与町というのは環境行政と言いますか、リサイクルに関しても全国でも先進地であって、他市町に比べて非常に優れているというふうに私は思っております。しかし、その一方で一般廃棄物、家庭系のごみ、要するに燃やせるごみ、燃やせないごみ、そういうものの不法に排出しているというか、勝手にステーションに置いていくっていう事案がよく

見受けられるんですけども、この辺りしっかりとその実態を把握されているのか、それに対しての苦情というのはあっていないのか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

まず苦情の方は、件数は把握しておりませんが、日々住民の方からごみが残っているとか、カラスが散らかしてにおいが臭いとか、そのような苦情は非常にいただいている状況でございます。それから対策については29年度から皆さん御存じだと思うんですけども、ステーションの方に違反ごみシールというのを貼って、そのままステーションの方に置かせていただいております。これは住民の方への出し直しとか、正しい分別をしてくださいというふうなメッセージをチェックしながら置かせていただいて、住民の皆さんに気づきをしていただくような強化をしております、28年度までが違反シールが6,800件ぐらいでした。29年度が1万4,000件、30年度が1万8,500件とだんだん業者の方も違反シールを張る方も厳しい体制では臨んでいただいているんですけども、増えている状況でございます。このような中で私どももどうやったら違反ごみと言いますか、そういったものを解消できるか、改善できるか、大変今苦慮している状況で、所管の中でもいろいろと今協議をしている状況でございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

実はこの違反ごみそのまま放置されていたりとか、このシールが貼られたごみの多くは私が住んでこの中心部近くのステーションがかなり大半を占めているのかなというふうに思って、実はちょっと言うにも申し訳ないぐらい散らかってるんですね。数年前までは自治会の役員ですとか、そういう者達で残ったごみを分別したりとかいうふうなことはしておりました。しかし、あまりにも多過ぎて、そしてこれってやっぱり個人個人のモラルだと思うんですよ。ですから、そこに訴えるってしてもなかなかその方法が見つからないということで、現在は放置している状態なんですけれども、これ実際に法的に問題がないのか、こちらの方はいかがでしょうか。不法投棄って言うと、実際にはその1,000万円以下の罰金刑または5年以下の懲役刑が課される恐れがあるというふうに、多分ですよ、程度があるのか、不法投棄をした場所によるのか分からないんですけど、平成15年度の通常国会で決まったんじゃないかなというふうに、ちょっと以前の資料を見つけきれなかったんで、この程度の情報しかないんですけども、この辺り法的なものというのはいかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

お答えいたします。不法投棄っていうのが分かりやすく言えば道路とか、河川とか、空き地、それから私有地に不当に廃棄物を捨てるということで、今おっしゃられているとおり廃棄物の処理及び清掃法の中で罰則が規定はされております。ステーション回収、ステーションでの例えば産業廃棄物が大量に明らかに捨ててあったという場合は、不法投棄に該当するのではないかなと考えてます。一般のごみについては、曜日を間違えられて出された場合とか、本来分別をして燃えるごみであれば燃えるごみだけをごみ袋に入れて出さないといけないんですけども、違う缶を入れたりとか、電化製品が入っていたりとかいうのは、我々は違反ごみとして取り扱ってるんで、ステーションのそういった程度の、程度っていろいろあると思うんですけども、その程度で不法投棄に該当するとはちょっと考えていない状況です。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

分かりました。不法投棄っていうその範囲、中身だったり範囲だったりというふうには思いますけれども、道路上に散乱させるということに関しては、法で無理というのであれば、本町には環境美化条例っていうのがありますけれども、これには罰則がないですよ。実際に罰則、例えば1,000円くださいとか、2,000円くださいとか、例えば入っていたとしても実際に取ってるかどうか分からないけれども、他自治体ではしっかりと罰則を規定している所もあります。12条にごみの投棄の禁止等としてありますけれども、不法に投棄してはいけないと明確に示した条項っていうのが見当たらないと言いますか、このごみの不法投棄そしてポイ捨て、所定場所に投棄した場合も含めて、ここに罰則を設けてあるのであれば、条例に反することということで周知ができるのかなというふうに思うんですよ。この美化条例をもう少し厳しいものにするという、そちらの方での対応はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

基本的な考え方は上位法である廃棄物の清掃及び処理の方で罰則規定がありますので、明らかにそちらの方の違反行為があれば、当然罰則に該当すると思われるんで、敢えてこの美化条例の方で制定をする必要はないのではないかなというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

上位法が適用されるということですので、この環境美化条例はそのままにしても上位法をしっかりと適用していただきたいと思いますが、でも実際に誰が捨てているか分からないわけですよ。ちょっとどこか忘れちゃったけど、ステーションへの監視カメラ

の設置ということで、ちょっと話をさせていただきたいんですけども、この監視カメラの設置っていうのは、通りすがりの方によるごみ出しとか、ルール違反のごみが出されていることに対して抑止効果があるのではないかとということで、多分東京の多摩市だったかな、そちら都会部ではありますけれども、実際に設置をしている所があります。日本ではありませんので、これはもう全然事例にはならないんですけど、ただ聞いていただきたいんですけど、上海とか香港では実際に監視カメラをつけて、そこで分かった顔写真をしっかりとそのごみステーション周辺に貼っておくという、そこまで厳しいところもお国柄だったりとか、地域柄であったりするんでしょうけど、そういうことをしてる所もあります。そこまで金子さん言わなくてもいいんじゃないの、しなくてもいいんじゃないと思われるかもしれないんですけども、実際にステーションが荒れている状態を見ると、やはりこのくらい厳しくして欲しいというのが、まさに住民の声だというふうに思うんですね。町全域でどのくらいのステーションがあるかというのは、ちょっと手元にはありませんけれども、その中でかなり荒れているステーションというのは限られているというふうに思うんですよ。試験的にこの監視カメラを設置する。そしてそれを抑止力として町全体で不法に投棄される方にモラルを考え、考え直してもらうきっかけっていうか、そういうふうにできればいいのかなど。実はこれは住民の方から自治会の総会の際に出された意見なんですね。これに関してちょっと急ではございませんけれども、何か御意見があったら、御提案ありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

長与町内で現在ステーションの数が970か所あります。これは年々増加傾向であります。大きな団地とか小さな団地、アパートが建築されれば当然増えていくということでございます。そういった中で議員御指摘のステーションに監視カメラの設置については、ほかの自治体の事例も私もちょっと幾つかは知ってるんですけども、監視カメラ自体を可動式と言いますか、取り外しができるやつですとこう重点地域を回してるとか、それからレンタルと言いますか、期間で自治会とかそういうところの要望が多い地区に、期間半年とか1年とか貸すとかいうふうな自治体もあると思います。ですから抑止効果は私も当然あると思います。議員の地区のステーションは私も知ってますけども、ほうきとちりとりをつけて抑止効果を図っておられるっていうのも分かっております。そういった中でちょっと私が今考えているのが、そういった現地の状況、特に1番話を聞くのが銀行の所とか、そういった所の現地を今一度ちょっと見せていただいて、その中で自治会の方々、それから周辺の方々の意見とかもいろいろ聞いて、夜間とか昼間とかどういう状況なのか、そういった情報を収集して、そういった中で先程の違反ごみの件も含めてなんですが、検討をする話し合いって言いますか、そういったのを是非させていただければと思います。そういった中で直接その周辺の方、自治会の方の御意見を聞き

ながら現場の状況を見て、何らかの新しい対策なりを講じていくように是非努力をさせていただきますと思います。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

このステーションの荒れた箇所っていうのは、もう1本奥にステーションを移動させることができれば、これが解決したという斉藤の例もあるというふうに聞きました。監視カメラと今、私簡単に言いましたけど、やはりプライバシー保護の観点からの問題というのもしっかりとあろうかと思しますので、そちらも含めてできるのであれば、もう今、監視カメラと言っても安価なものがあるかと思うんです。センサー式だったりとか、その人が通ったときだけ写すとか、例えば時間的にも何日分とか、上書きがされていくとか、いろいろなものがあるかと思うので、できればこの中心部に限らず端々にもそういう所が、かえって端だから勝手に置いて行くってところもあるようですので、そういうところをしっかりと考えながら対応をしていただければというふうに思います。ただ監視カメラ監視中という札をかけていただけていますけれども、それは効果がありませんでした。お伝えしておきます。

では、食品ロスの件で伺いますけれども、先程3010運動のことを理事の方からもおっしゃっていただいておりますけれども、こちらの方、住民レベルでできる環境への配慮っていうことから進めている所もありますし、京都市、ここは2020年までに食品ロスの発生をピーク時から半減させるという目標まで作って、しっかりと家庭での食材を無駄にしないという啓発を行っております。こちらの方もごみ減量に繋がりますし、そういうところでの取組というのもしっかりと行っていただきたいというふうに思いますけれども、合わせてお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

先程言いました3010運動というのは、松本市が多分1番初めだったと、ちょっと私も聞いてたんですけども、ほかの自治体が先駆けだったかもしれませんが、もう10数年前から取り組んでおられる自治体もあるのが現実です。先程も申しましたとおり食べきり協力店とか、その3010とか、持ち帰り運動とか、こういったのもうちも啓発がちょっと甘いというのはもう私も認識しているところなので、是非関係の機関の方々の御意見も参考にさせていただきながら、こういった啓発活動も積極的に進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

では最後にマイクロプラスチック問題に関しまして1つだけお伺いしたいと思います。海に流れ出ているプラスチックごみというのは、斉藤の方に行っても確かに海際かなり打ち上げられている状況が見受けられます。その反面、川から入っていくプラスチックごみもかなりあるというふうに思うんですね。利用量を減らすということで答弁の中にもありましたけれども、そしてリサイクルに回す。これはもう確かに重要なことだというふうに思いますけれども、少なくとも川に流出したこのプラごみを回収できれば少しは少なくできるんじゃないかということで、削減とリサイクルを促進するための取組ということで、川ごみ、川にある今、実際の実践ですね。そのごみを削減するための取組ってというのが、川まつりのときの川掃除ってというのが年に1回ありますけれども、そのほかはちょっとお聞きしますが、川っていうのをシルバーとか、県になるんですか、町になるんですか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

大きなイベントといたしましては、議員お話しのとおり、川まつりのときに自治会とか、いろんなボランティアの方々で実施をさせていただいております。そのほかに町の委託事業としましてシルバー人材センターの方できれいなまちづくり事業ということで、日々道路、それから河川、その他諸々の清掃活動等を実施をさせていただいております。合わせて大村湾のマイクロプラスチック、海の問題ですが、今、大村湾沿岸の自治会の方の有志とかボランティアの方が、お休みのときに沿岸のプラスチックごみとかその他のごみとかも回収をさせていただいているという状況でございます。私としても非常にありがたい活動なんですけど、そういった自主的な町民の方の活動もございまして、そういったものと一緒に、私どもも一層頑張っていくような取組を今後、食品ロス問題とか今度法案が通りましたけども、そういったのも併せて進めてまいりたいと考えてます。

○議長（山口憲一郎議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会 16時30分）